

福島市 こども計画

えがおあふれる福島市を目指して



2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

2025(令和7)年3月

福島市

「こども・若者のえがおあふれる ふくしま」を目指して

こどもや若者は、一人一人が主人公であり、未来を担う大切な存在です。こどもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、本市では、令和3年に「福島市子どものえがお条例」を制定し、市全体でこども・若者・子育て家庭を応援する意識の醸成を図るとともに、こども・子育て支援施策を展開してまいりました。

しかしながら、近年、少子化の進行や若者の首都圏等への流出が大きな課題となっております。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできるまち、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切に育まれ、笑顔で暮らせるまちとなるよう、地域全体でこどもの育ちの環境の整備を進めていく必要があります。

また、こども・若者が意見を表明する機会の創出や、その意見を施策へ反映させること、こども・若者の居場所づくりなど、こどもをまんやかに置いた新たなニーズへの対応も求められています。

こうしたこども・若者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、このたび本市におけるこども・若者施策を総合的に推進するための方針となる、「福島市こども計画」を策定いたしました。

「こども・若者のえがおあふれる ふくしま」を基本理念に掲げ、子育て家庭への支援という視点にとどまらず、こども・若者自身の健やかな育ちのために、地域全体でこども・子育てに関心を寄せ、こどもの育ちや若者の自立を支え、こども・若者が夢や希望を叶えることができるよう、そして、子育てを楽しめるよう、関係する施策を総合的に推進してまいります。こども・若者の成長を見守り、子育て世代を温かく応援する「こどもファーストのまち」を共に創っていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆さまをはじめ、関係各位、声や想いを聴かせてくれたこども・若者の皆さんに心より御礼申し上げます。

2025（令和7）年3月

福島市長 木幡 浩

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
第 1 節 計画策定の背景と趣旨	3
第 2 節 計画の位置づけ	5
第 3 節 計画期間	6
第 4 節 計画の対象	6
第 5 節 計画の策定体制	6
第 2 章 こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況	9
第 1 節 統計からみる福島市の現状	11
第 2 節 アンケート調査からみる福島市の現状	21
第 3 節 福島市の主要課題	38
第 3 章 計画の基本的な考え方	41
第 1 節 基本理念	43
第 2 節 基本目標	44
第 3 節 計画を推進するための視点	45
第 4 節 施策体系	46
第 4 章 施策の展開	47
基本目標 1 こどもの育ち・若者の自立を支えるまち	49
基本目標 2 安心して子育てできるまち	65
基本目標 3 困難を抱えるこども・若者を支えるまち	77
基本目標 4 地域全体で子育てを支えるまち	90
第 5 章 需要量の見込みとサービス提供量の確保	95
第 1 節 需要量の見込みとサービス提供計画について	97
第 2 節 人口推計	97
第 3 節 幼児教育・保育提供区域	99
第 4 節 需要量の見込みとサービス提供体制の確保方策	101
第 6 章 計画の推進	117
第 1 節 計画の推進	119
第 2 節 計画の点検・公表	119
参考資料	121
第 1 節 福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	123
第 2 節 用語解説	126

第 1 章

計画策定にあたって



第1節 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行やこども子育て世代を取り巻く環境の変化を踏まえ、国は2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」、2009（平成21）年に「子ども・若者育成支援推進法」、2012（平成24）年には、「子ども・子育て支援法」を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策や青少年の健全育成などのこども・若者・子育て家庭への支援を展開してきました。

本市の子育て支援については、2005（平成17）年に次世代育成支援対策推進法に基づく「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」、2015（平成27）年に子ども・子育て支援新制度に対応した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等に取り組んできました。

2020（令和2）年には、子育て支援を新たな段階に進めるため、「子ども・子育て新ステージプラン（福島市子ども・子育て支援事業計画2020）」（以下、「新ステージプラン」という。）を策定し、こども・子育て支援のさらなる充実を図ってきました。

また、こども・若者の育成支援については、2005（平成17）年に青少年の健全育成方針を示した「福島市青少年プラン」を策定し、こどもたちが夢と希望を持ち、心身ともに健全な人間に成長できるよう取り組んできました。

そして、2021（令和3）年6月には、こどものえがおあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を制定し、地域全体でこどもと子育て家庭を応援する意識の醸成を図るとともに、子育て環境の整備に総合的に取り組んできました。

しかしながら、こども・若者や子育て世帯を取り巻く社会環境を見ると、ライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会のつながりの希薄化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積し、かつ複雑・深刻化しています。

こうした中、2023（令和5）年4月に「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が個人として尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すことが国の目標と位置づけられ、同年12月には、こども・若者に関する施策の基本的な方針となる「こども大綱」が定められました。

このたび、本市「新ステージプラン」が、2024（令和6）年度をもって、計画期間満了となることから、近年のこども・若者を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、本市におけるこども・若者施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策に係る計画、子ども・若者計画を一体化した「福島市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたします。

※本計画における「こども」の表記について

こども基本法において「こども」とは「心身の発達過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こども」が、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画における「こども」の表記については、次のとおりとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

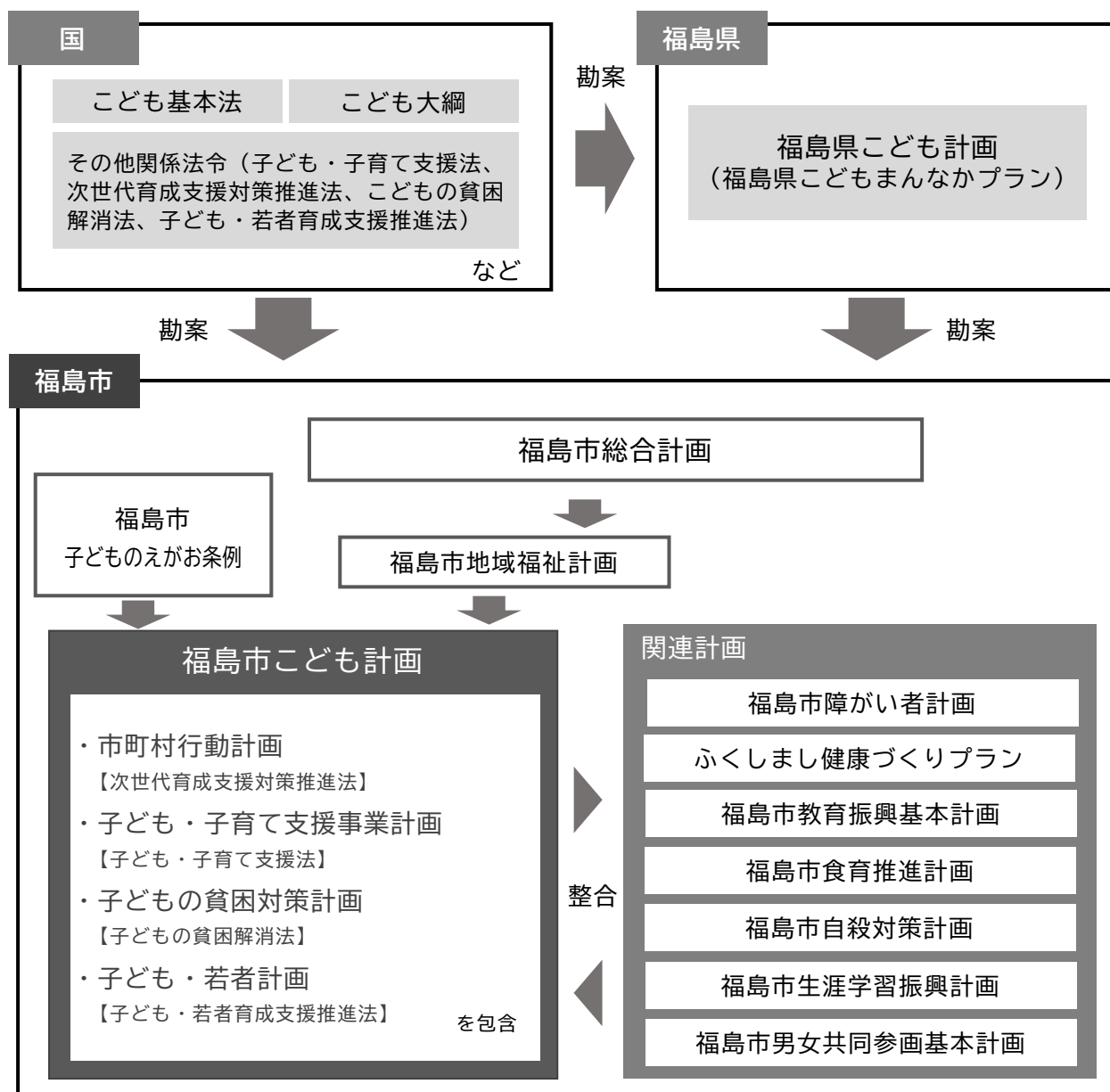
第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、「福島市総合計画」のこども・若者・子育て施策分野の個別計画であるとともに、「福島市地域福祉計画」など関連する他計画と整合を図りながら、福島市子どものえがお条例に基づく「推進計画」として、こども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した計画となっています。

さらに、本計画は、国の「こども大綱」を勘案し策定しており、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としても位置づけています。

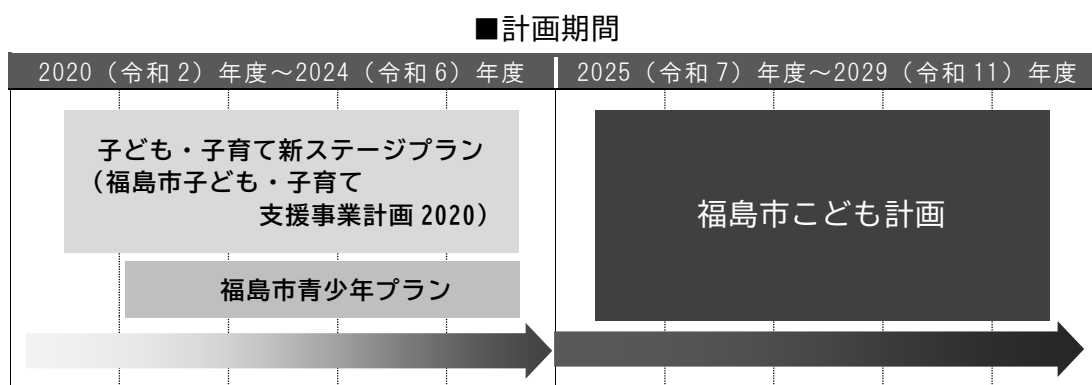
■計画の位置づけ



第3節 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。



第4節 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊婦・出産期を含む。）及び若者（概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

第5節 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本調査は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度を計画期間とする「福島市こども計画」策定の基礎資料とするため、本市における子育て環境やこどもの生活状況についての実態把握、こども・若者の意見聴取を行うことを目的として実施しました。

（1）調査期間

2024（令和6）年6月7日（金）～2024（令和6）年6月28日（金）

(2) 調査対象・調査方法・回収状況

【子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査】

調査対象者	調査票 配布数①	有効 回答数②	有効 回答率 ②／①	調査方法
市内在住の就学前児童の保護者	2,000件	944件	47.2%	郵送配布・WEB回答
市内在住の小学生の保護者	2,000件	779件	39.0%	学校配布・WEB回答

【こどもの生活に関する実態調査】

調査対象者	調査票 配布数①	有効 回答数②	有効 回答率 ②／①	調査方法
市内在住の小学5年生	2,024件	1,234件	61.0%	学校配布・WEB回答
市内在住の小学5年生の保護者	2,024件	811件	40.1%	学校配布・WEB回答
市内在住の中学2年生	2,002件	1,084件	54.1%	学校配布・WEB回答
市内在住の中学2年生の保護者	2,002件	496件	24.8%	学校配布・WEB回答

【高校生・若者の意識調査】

調査対象者	調査票 配布数①	有効 回答数②	有効 回答率 ②／①	調査方法
市内在住の高校生から若者 (30歳未満)	1,000件	215件	21.5%	郵送配布・WEB回答

2 若者ワークショップの実施 ～『福島っ子ベース』～

高校生から30歳未満の若者を対象とした『福島っ子ベース』ワークショップを実施し、市の事業に対する意見や結婚・子育てといったライフイベントに対する若者の思いや考えを気軽に述べられる機会をつくり、意見交換を行いました。

実施日時		テーマ
第1回	2024（令和6）年7月13日（土）	『こども・子育て』について 『出会い・結婚』について 『住みたいまち福島市』について
第2回	2024（令和6）年8月26日（月）	『共育て』について
第3回	2025（令和7）年1月17日（金）	『若者の社会参加・活動・交流』について

3 福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議

計画の策定にあたり、こども・若者・子育て当事者等のアンケートやワークショップに寄せられた意見を反映するとともに、こども・若者を取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、こどもの保護者、子育て支援や若者支援等に関わる方及び学識経験者等で構成する「福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、計画の内容を協議しました。

4 パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、2024（令和6）年12月20日から2025（令和7）年1月20日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見についても考慮し策定しました。

第 2 章

こどもと子育て家庭、 若者を取り巻く状況

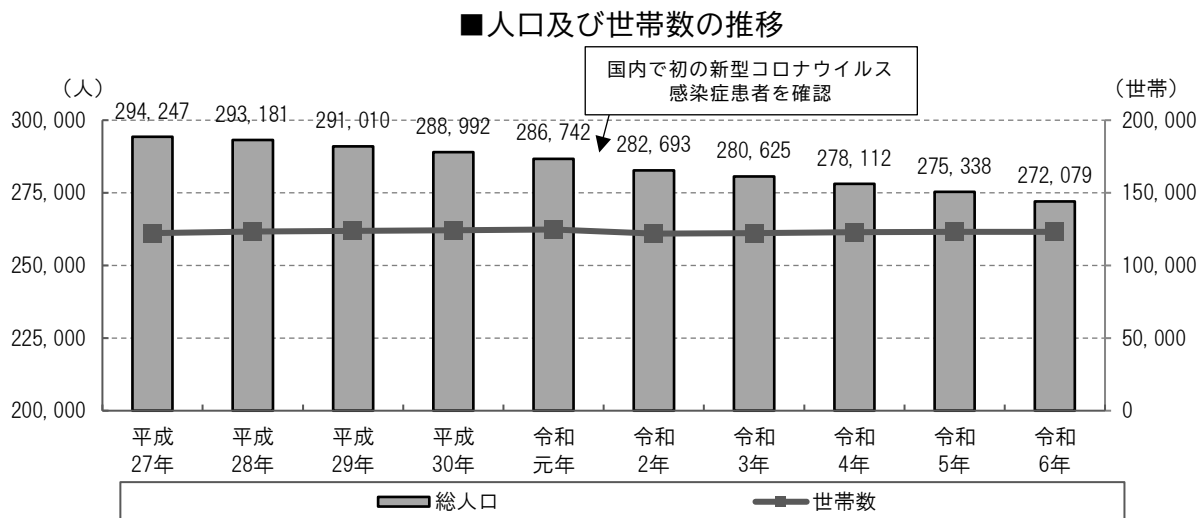


第1節 統計からみる福島市の現状

1 人口・世帯数の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

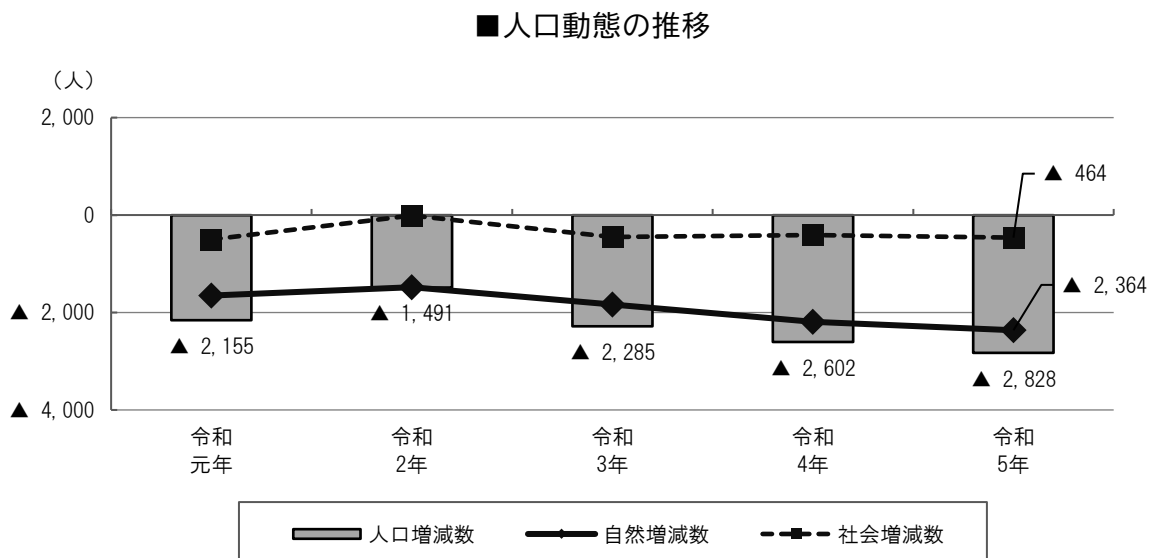
本市の人口は、2015（平成27）年以降、減少傾向となっており、国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者を確認した2020（令和2）年1月以降は、人口減少がさらに加速し、2024（令和6）年には272,079人となっています。



<資料：福島市推計人口、国勢調査（各年10月1日現在）>

(2) 人口動態

本市の人口動態をみると、2021（令和3）年以降、人口減少が加速しており、自然減が多くなっています。

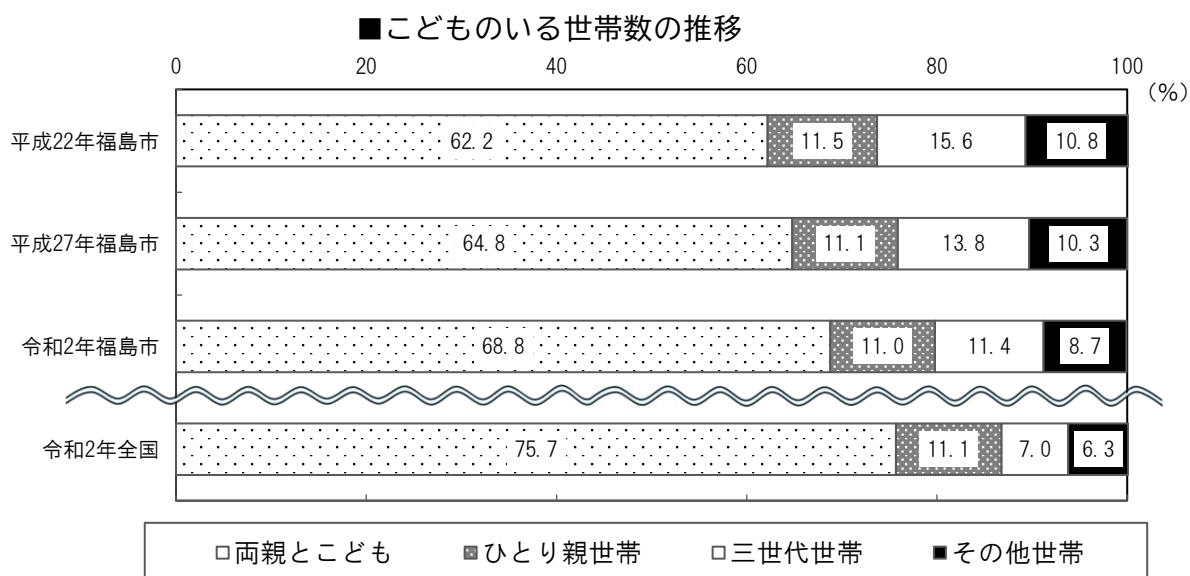


<資料：福島市の人口動態>

(3) こどものいる世帯数の推移

本市の18歳未満のこどもがいる世帯の世帯構造は「両親とこどもや祖父母」といった三世代世帯の割合は継続的に減少傾向にあり、「両親とこども」及び「ひとり親とこども」といった核家族世帯が大半を占めています。

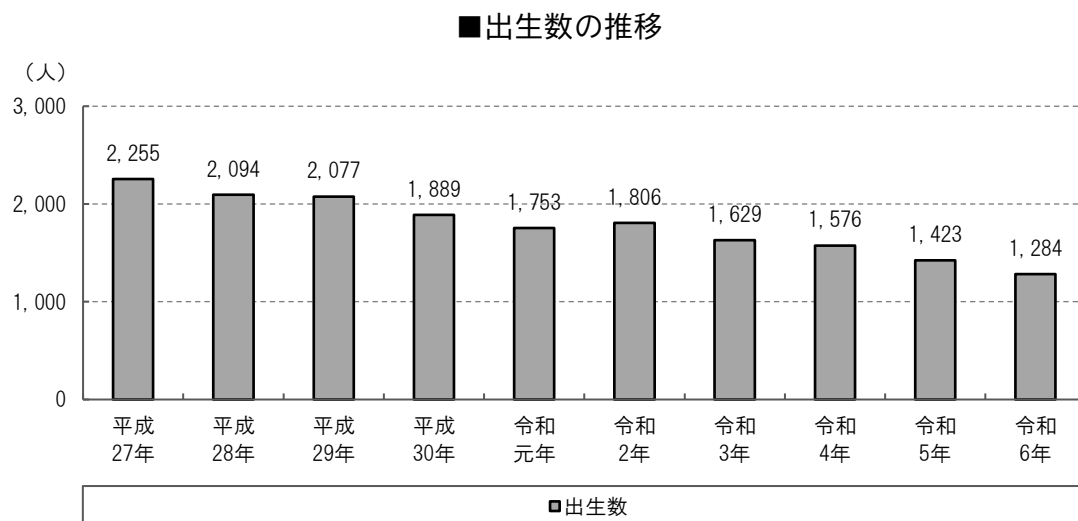
ひとり親世帯の割合は、全体の約1割であり、2020（令和2）年においては11.0%、世帯数としては2,509世帯となっています。



<資料：国勢調査>

(4) 出生数の推移

本市の年間出生数をみると、2020（令和2）年に1,806人と一時は増加しましたが、その後、減少傾向にあり、2024（令和6）年には、1,284人となっています。

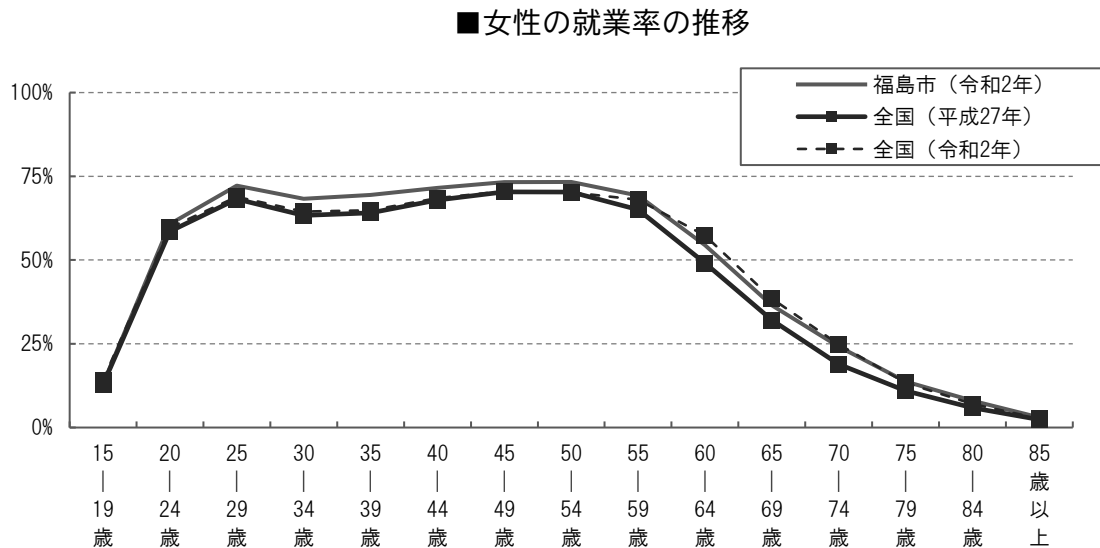


<資料：福島市の人口動態>

（５）女性の就業率

本市の女性の就業率は、30歳代を中心に婚姻や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就職する「M字型曲線」を描く形になっています。

しかし、近年は育児休業など制度についても充実してきており、グラフの形状としても次第に台形の形に近づいてきています。



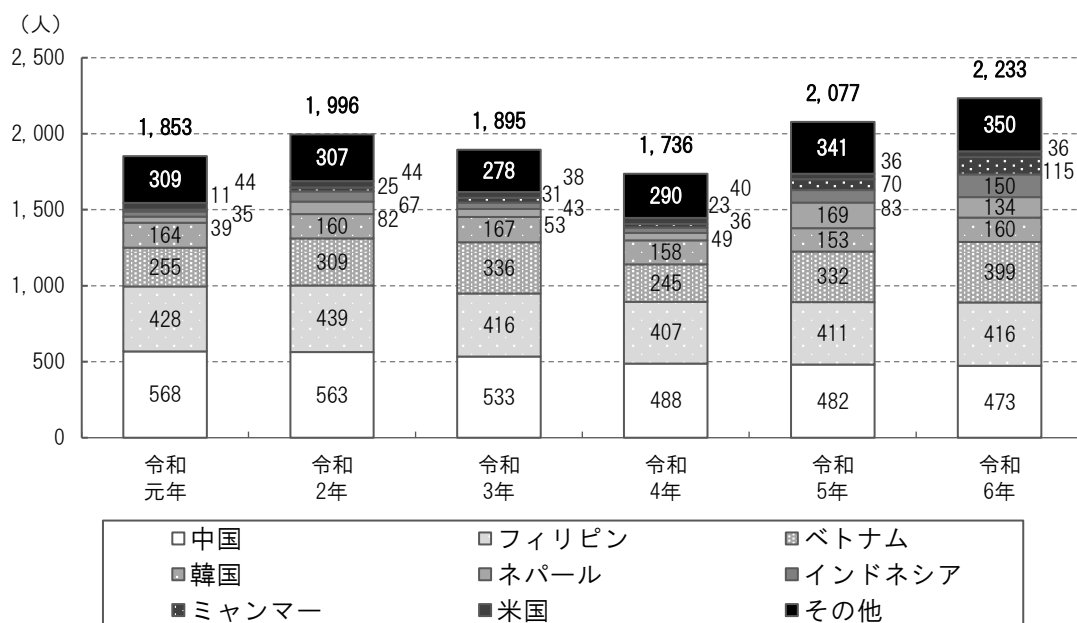
<資料：国勢調査>

（６）外国人人口の推移

本市の外国人人口は、2021（令和3）年、2022（令和4）年と新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、その後増加に転じ、2024（令和6）年には、2,233人となっています。

国籍別では、中国が最も多く、次いでフィリピンとなっています。

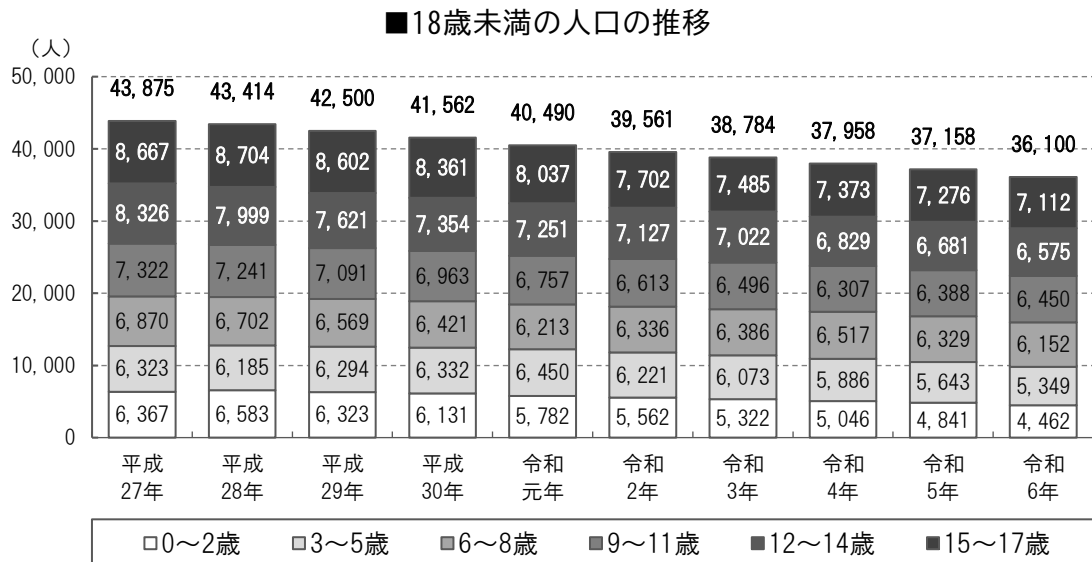
■外国人人口の推移



2 こどもを取り巻く状況

(1) こどもの人口の推移

本市の18歳未満の人口は減少傾向にあり、2024（令和6）年には、36,100人となっています。

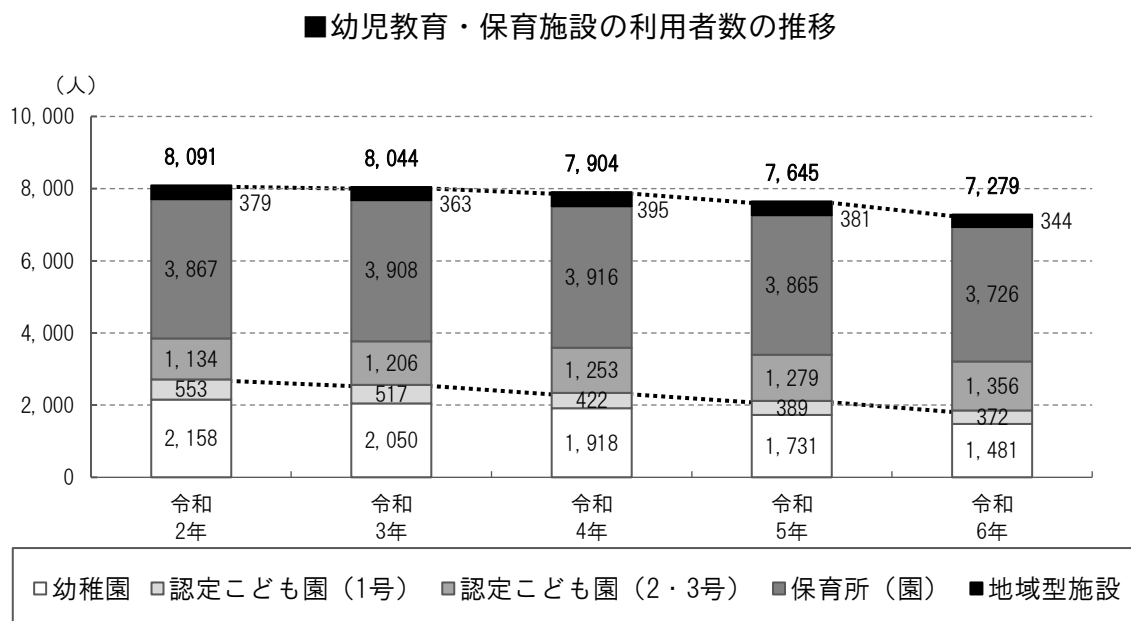


<資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）>

(2) 幼児教育・保育施設の状況

① 幼稚園・保育施設の利用者数の推移（4月1日現在）

本市の幼児教育・保育施設の利用者数は、2022（令和2）年をピークに、減少傾向となっています。



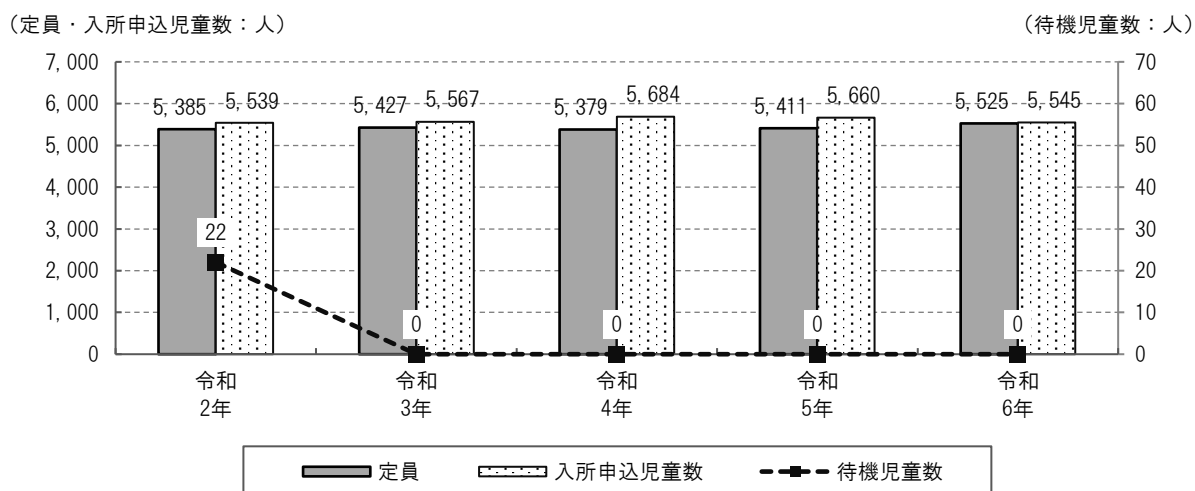
<資料：幼保企画課（各年4月1日現在）>

②保育施設における入所申込児童数及び待機児童数の推移（4月1日現在）

本市の保育施設における入所申込児童数は2022（令和4）年をピークに若干の減少傾向となったものの、2024（令和6）年には5,545人と依然として定員を上回る申し込みがある状況となっています。

国基準の待機児童数は2020（令和2）年には22人でしたが、2021（令和3）年以降は0人となっています。

■保育施設における入所申込児童数及び待機児童数の推移

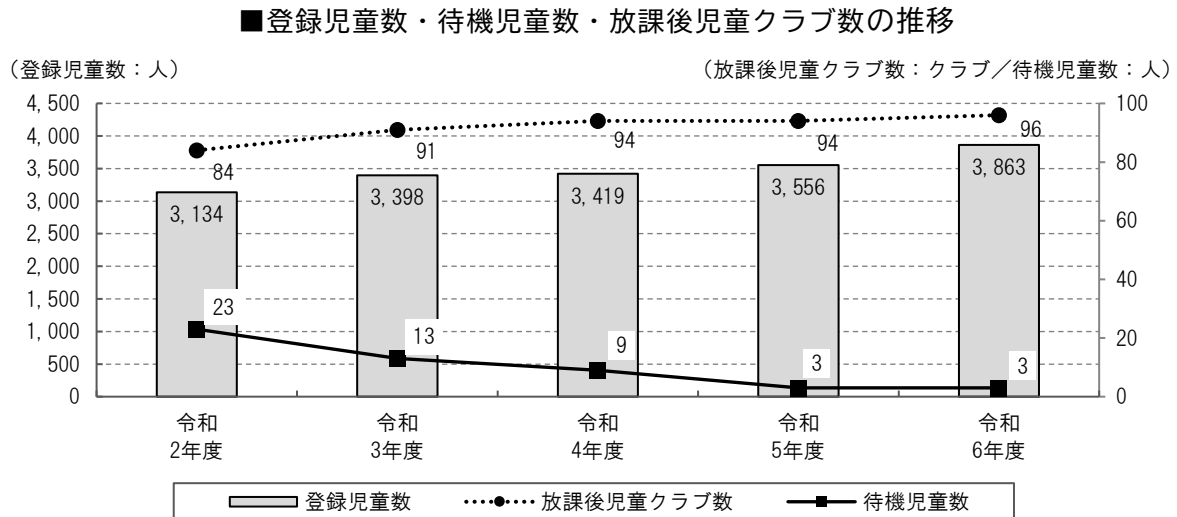


<資料：幼保企画課（各年4月1日現在）>

（３）放課後児童クラブの推移

本市の放課後児童クラブの登録児童数は年々増加し、2024（令和6）年には、3,863人となっています。放課後児童クラブ数も増加し、2024（令和6）年は96クラブとなっています。

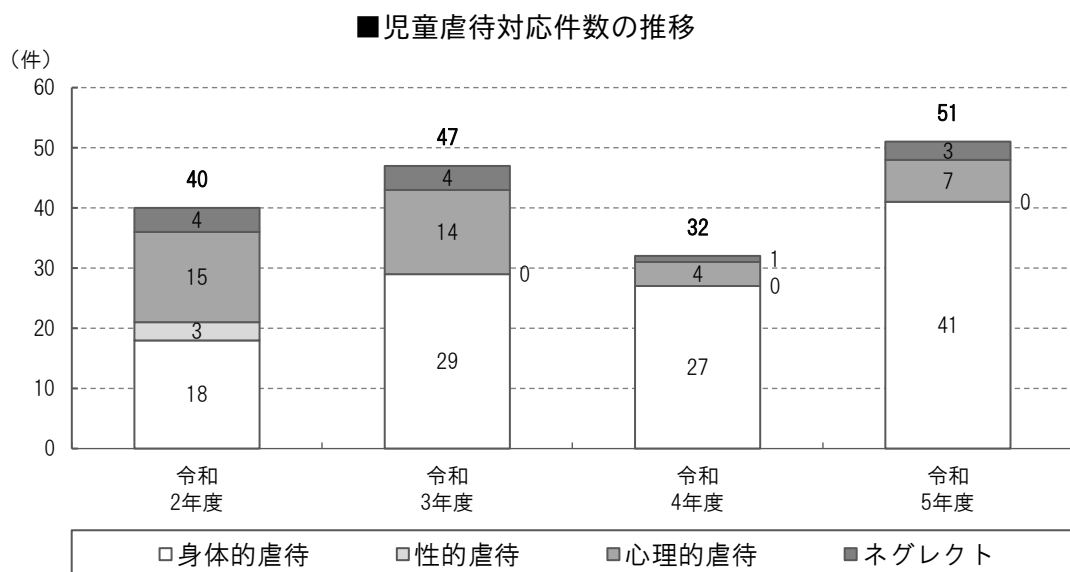
一方、待機児童数は減少傾向にあり、2024（令和6）年は、3人となりました。



＜資料：こども政策課（登録児童数・待機児童数：各年5月1日現在、
放課後児童クラブ数：各年度末現在）＞

（４）児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数をみると、2022（令和4）年度に年間32件と一時減少しましたが、2023（令和5）年度には、年間51件と増加しています。

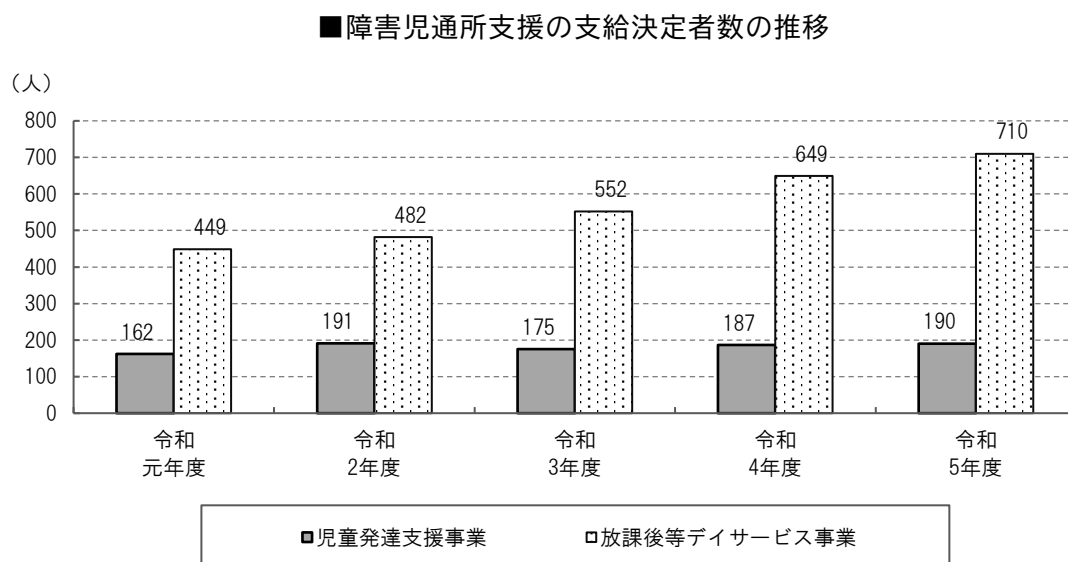


＜資料：こども家庭課＞

（５）障害児通所支援の支給決定者数の推移

本市の児童発達支援事業※の年度ごとの支給決定者数はほぼ横ばいで推移しており、2023（令和5）年度には、190人となっています。

放課後等デイサービス事業※の利用者数は増加傾向にあり、2023（令和5）年度では、710人となっています。



< 資料：障がい福祉課 >

※児童発達支援事業については、以下の事業の数値を合算した値となります。

- ・福祉型児童発達支援事業…発達に障がいのある乳幼児やリスク児の発達援助を主な目的として、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う事業。
- ・医療型児童発達支援事業…福祉型児童発達支援に加え、治療を行う事業。上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象としている。

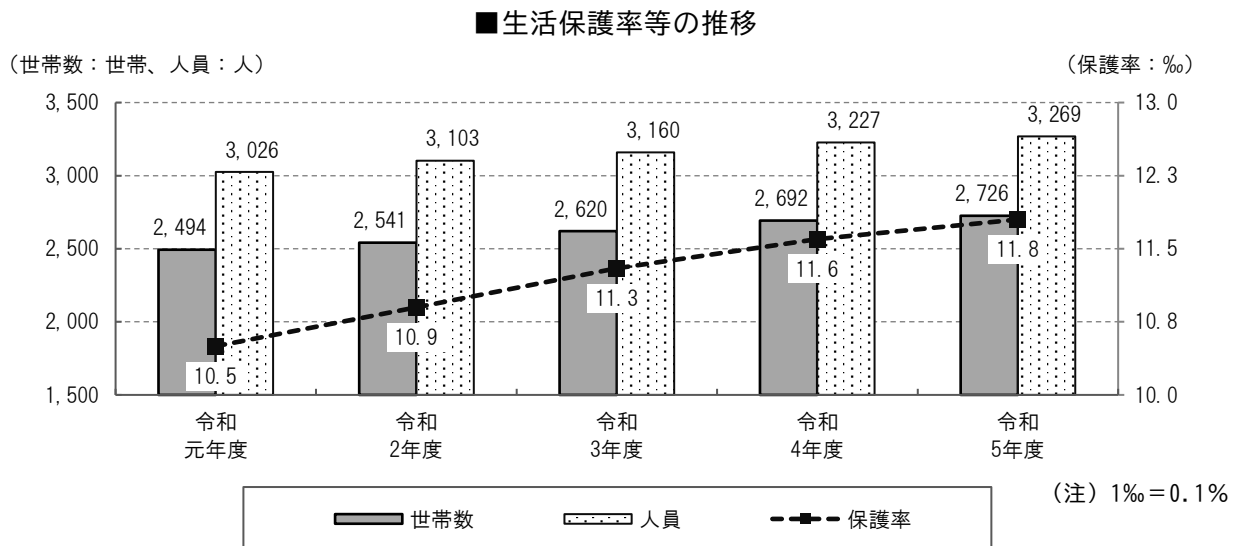
なお、児童福祉法の改正により「福祉型児童発達支援事業」と「医療型児童発達支援事業」が一元化され、令和6年4月より「児童発達支援事業」となっています。

※放課後等デイサービス事業…障がいのある就学児を対象に、放課後等に生活能力の向上のための訓練や学校・家庭とは異なる体験を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う事業。

(6) 生活保護等の状況

①生活保護率等の推移

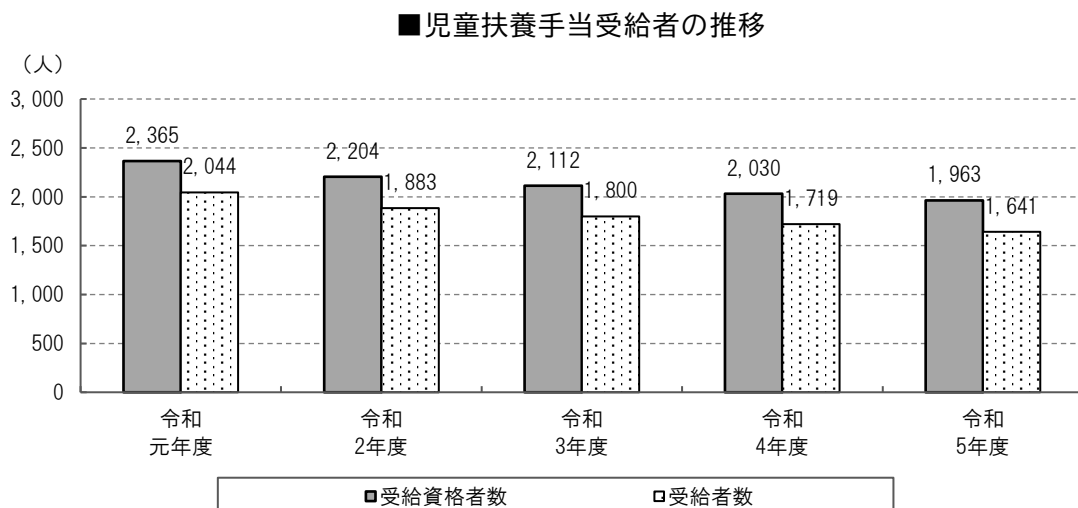
本市の保護率（総人口に占める生活保護を受けている方の割合）は増加傾向にあり、2023（令和5）年度は、11.8%（パーミル）となっています。



<資料：「福島市の福祉事業」より（令和5年度については、令和5年4月1日現在）>

②児童扶養手当受給者の推移

本市の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、2023（令和5）年には、1,641人となっています。



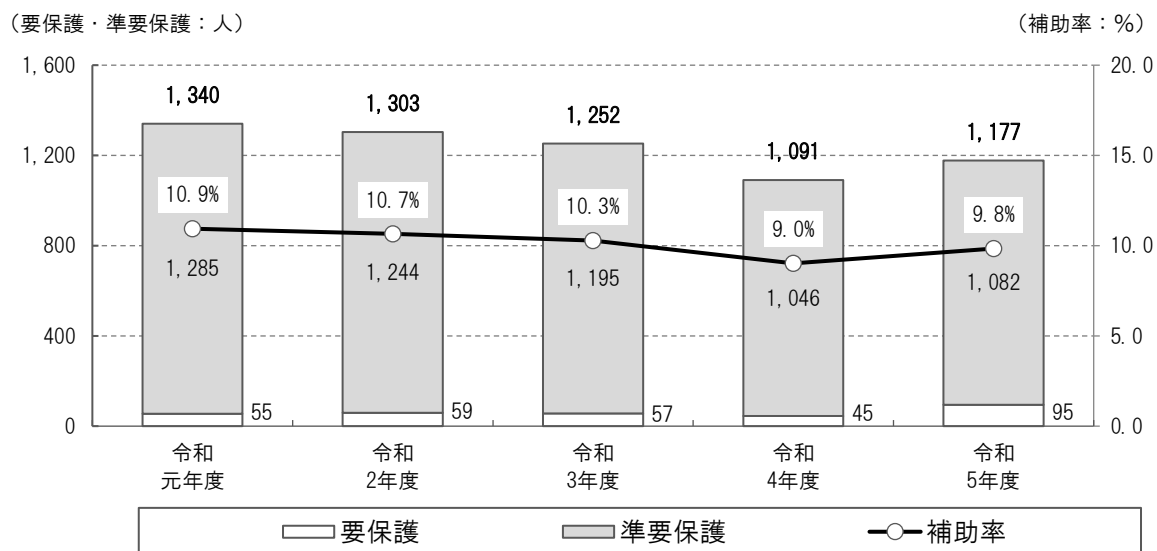
<資料：こども政策課（各年4月1日現在）>

③就学援助認定者数の推移

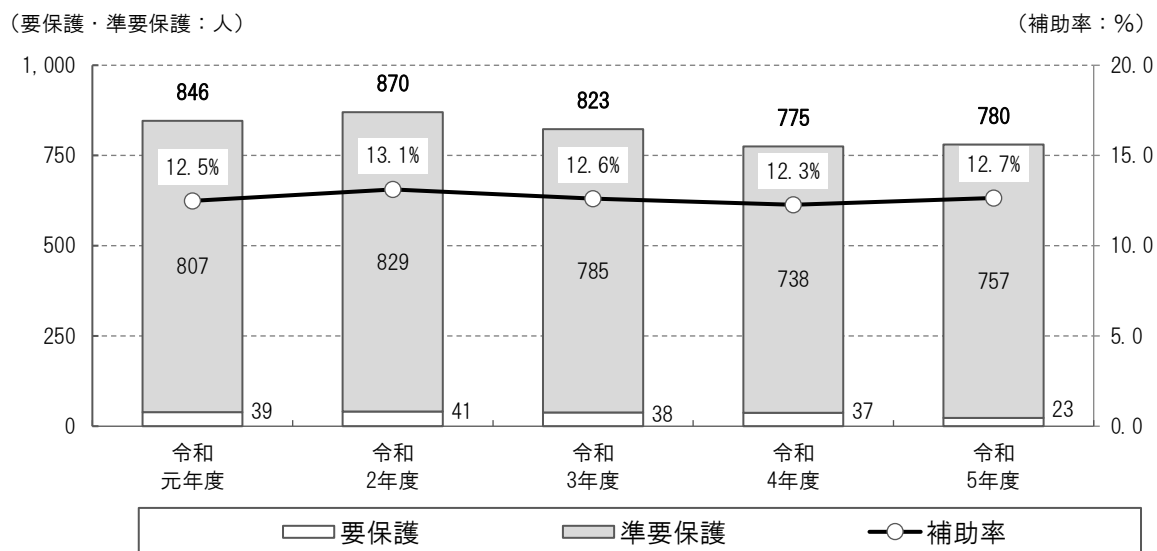
本市の就学援助認定者数と補助率は、小学校、中学校ともに概ね減少傾向となっており、2023（令和5）年度には、小学校は1,177人、中学校は780人で推移しています。

■就学援助認定者の推移

【小学校】



【中学校】



<資料：学校教育課>

第2節 アンケート調査からみる福島市の現状

- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出している。したがって、単一回答式の質問においては、回答割合を合計しても100.0%にならない場合がある。
- 複数回答式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の割合を合計すると100.0%を超える場合がある。
- 図表及びコメントで、選択肢の語句等を一部簡略化等している場合がある。

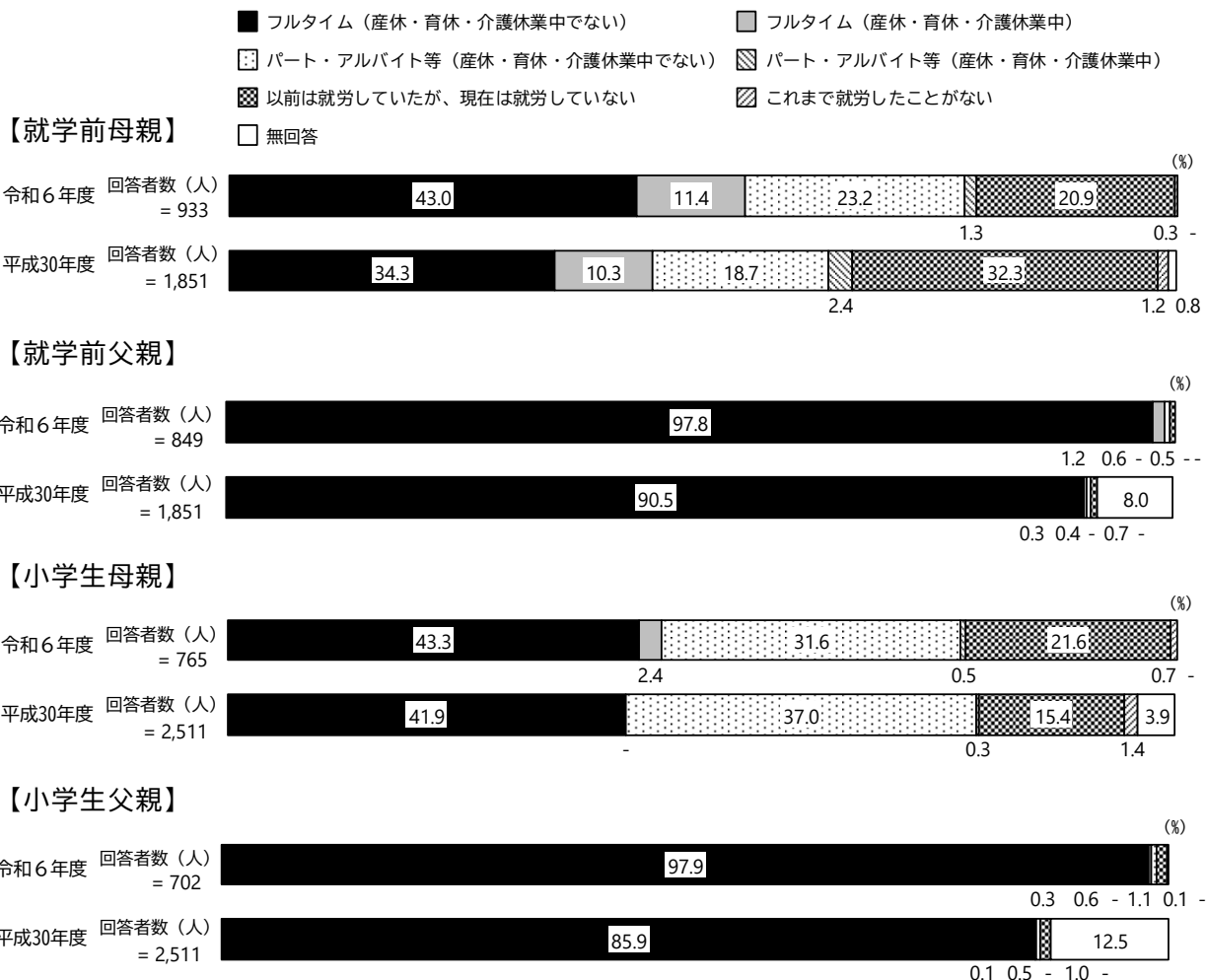
1 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(1) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

就学前児童・小学生の母親の就労状況について、最も高かったのが「フルタイム（産休・育休・介護休業中でない）」となっています。経年比較でみると、未就学児童が8.7ポイント増加しています。

父親の就労状況については、就学前児童・小学生どちらも97%を超える数値となっており、前回の平成30年度よりどちらも高くなっています。

■ 就学前児童・小学生の母親・父親の就労状況



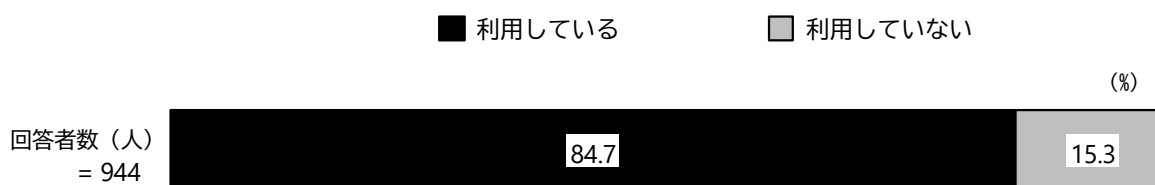
(2) 保育所（園）・幼稚園等の利用状況、利用している施設・事業所

保育所（園）・幼稚園等の利用状況について、「利用している」が84.7%、「利用していない」が15.3%となっています。

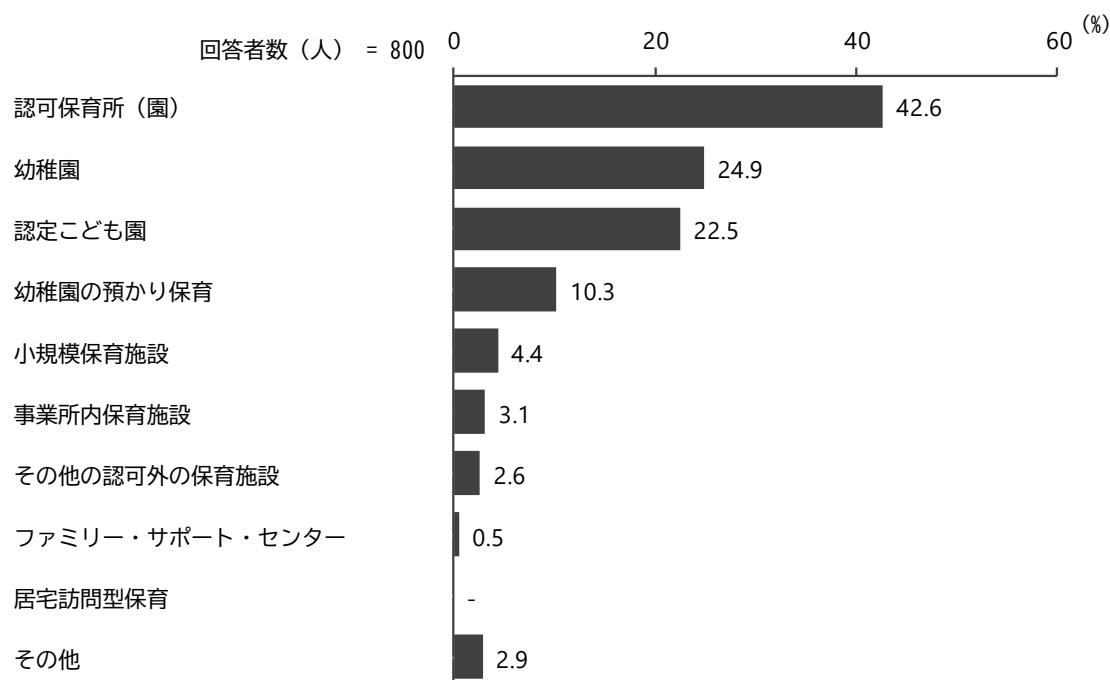
利用している施設・事業について、「認可保育所（園）」が42.6%と最も高く、次いで「幼稚園」（24.9%）、「認定こども園」（22.5%）となっています。

■ 保育所（園）・幼稚園等の利用状況、利用している施設・事業

【保育所（園）・幼稚園等の利用状況】



【利用している施設・事業】



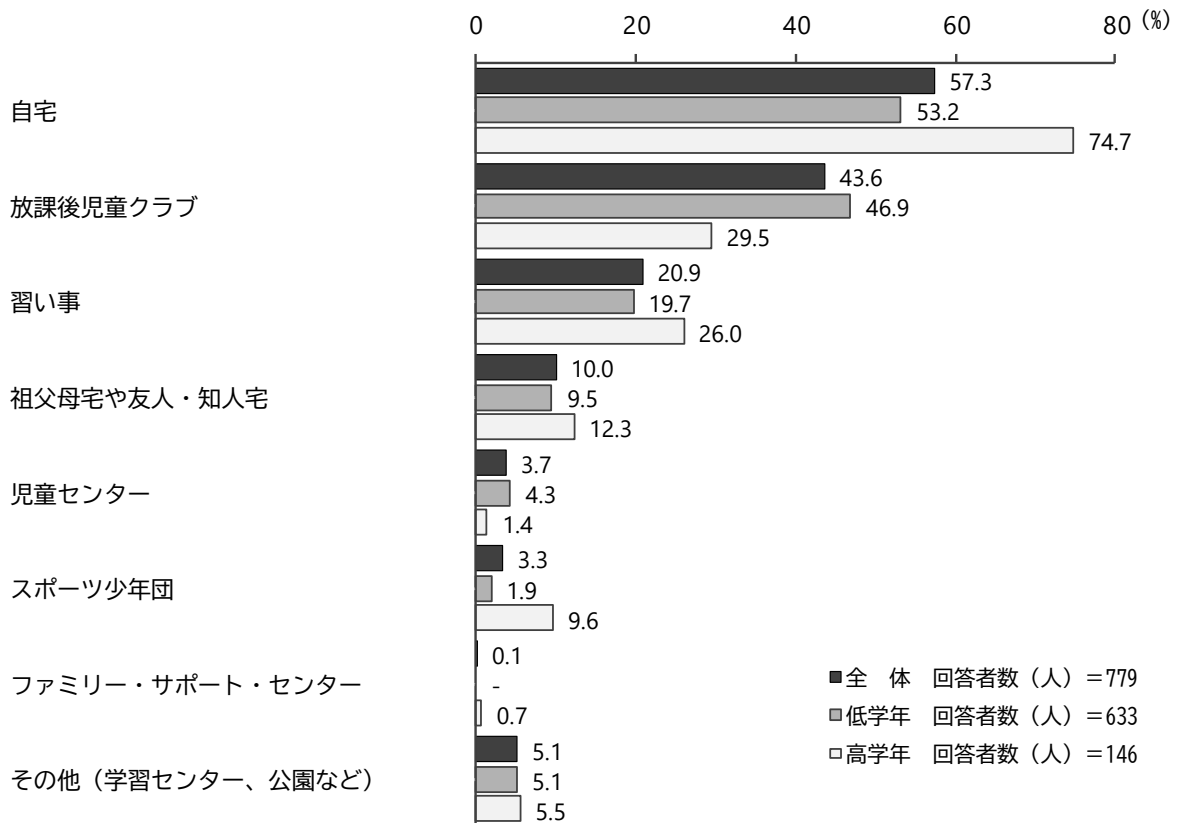
（3）小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方について、「自宅」が57.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(43.6%)、「習い事」(20.9%)となっています。

学年別でみると、《低学年》では、「放課後児童クラブ」が46.9%と《高学年》に比べ、10ポイント以上高くなっています。《高学年》では、「自宅」が74.7%と《低学年》に比べ、20ポイント以上高くなっています。

■小学生の放課後の過ごし方（複数回答）

【放課後の過ごし方の状況】



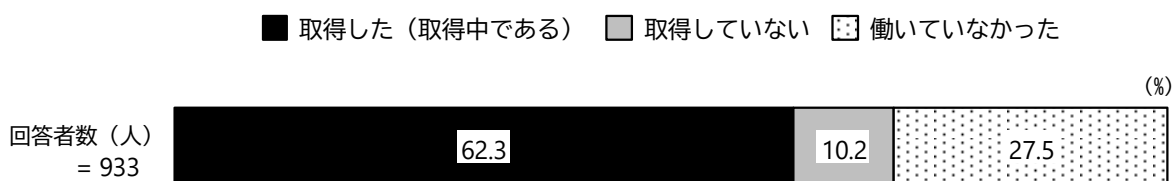
(4) 育児休業の取得状況（就学前児童・小学生）

就学前児童の母親の育児休業取得状況について、「取得した（取得中である）」が62.3%、父親の「取得した（取得中である）」が24.4%となっています。

小学生の母親の育児休業取得状況については、「取得した（取得中である）」が53.1%、父親の「取得した（取得中である）」が11.4%となっており、取得状況は徐々にではありますが高くなってきていることがわかります。

■就学前児童の母親・父親の育児休業取得状況

【就学前母親】

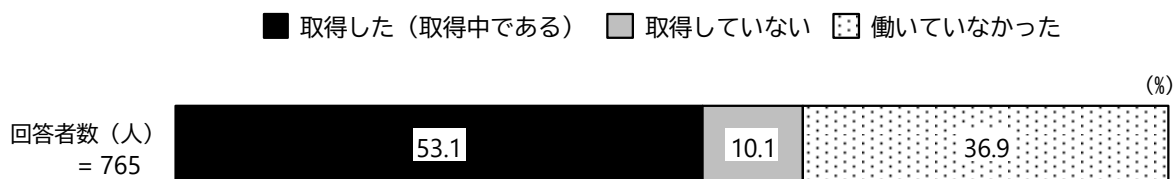


【就学前父親】



■小学生の母親・父親の育児休業取得状況

【小学生母親】



【小学生父親】



（5）市の子育て環境や支援への満足度

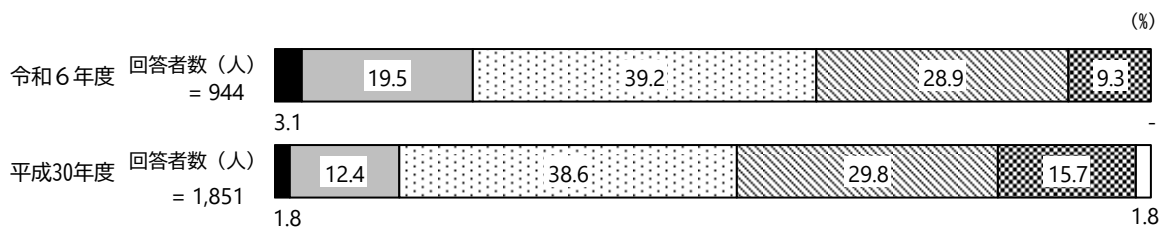
就学前児童の保護者の満足度については、「とても満足している」「やや満足している」を合わせた『満足層』が22.6%、小学生の保護者は、20.8%となっています。

経年比較でみると、就学前児童は前回調査時（2018《平成30》度：14.2%）に比べ、8.4ポイント増、小学生は前回調査時（2018《平成30》年度：15.8%）より5.0ポイント増となっています。

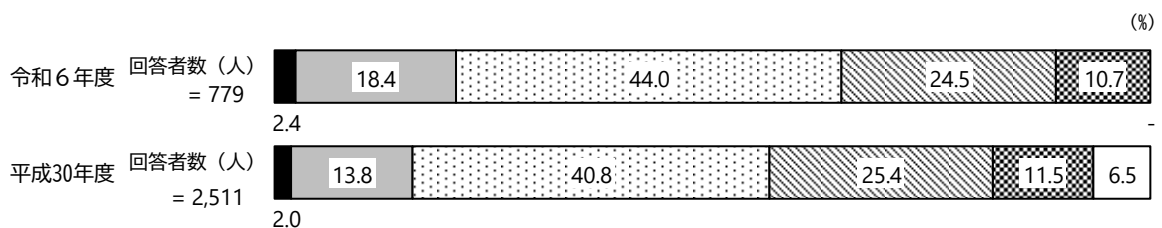
■就学前児童・小学生の保護者の満足度

【就学前児童の保護者】

■ とても満足している ■ やや満足している □ ふつう
 ▨ あまり満足していない ▩ 全く満足していない □ 無回答

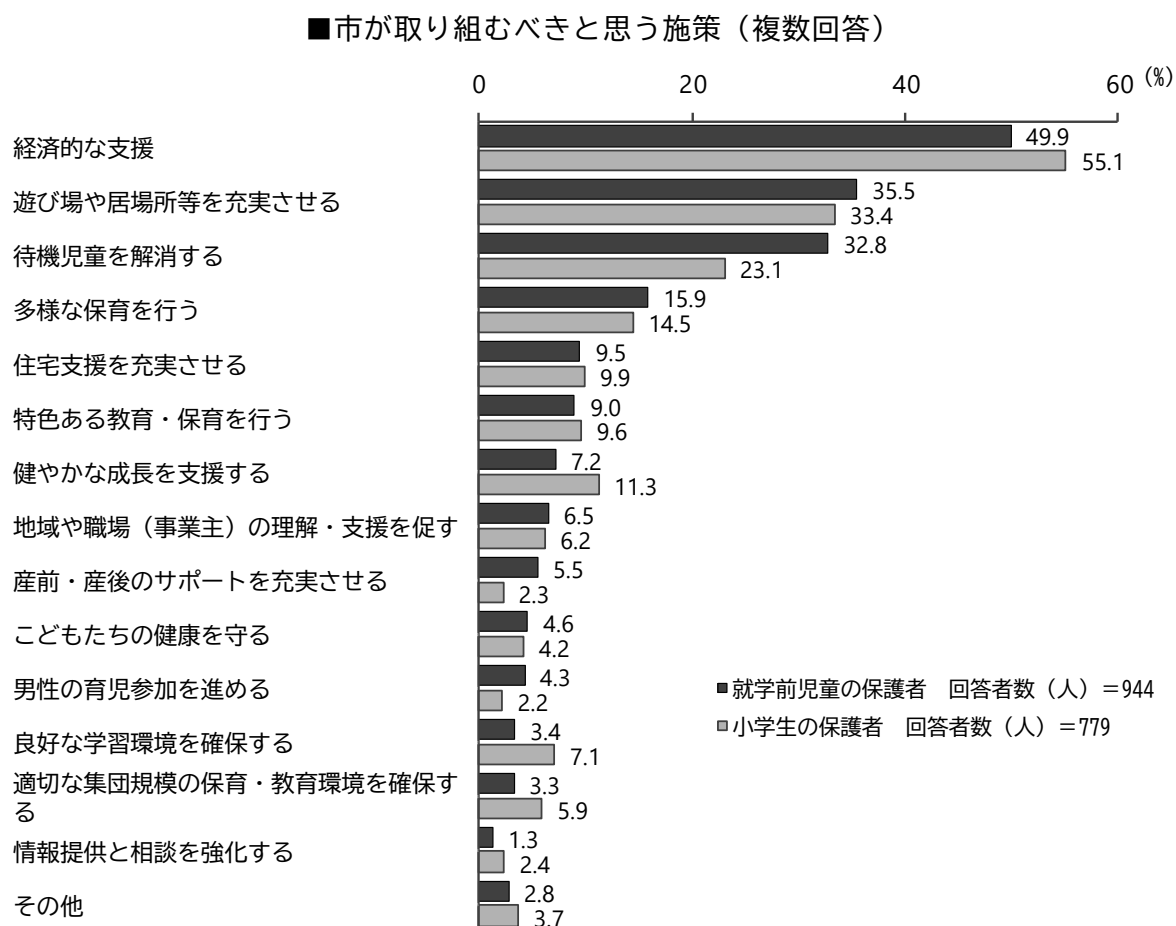


【小学生の保護者】



（６）福島市を子育てしやすいまちにするために、市民の望む施策

就学前児童・小学生の保護者ともに、「経済的な支援（就学前児童49.9％、小学生55.1％）」が最も高く、次いで「遊び場や居場所等を充実させる（就学前児童35.5％、小学生33.4％）」、「待機児童を解消する（就学前児童32.8％、小学生23.1％）」となっています。

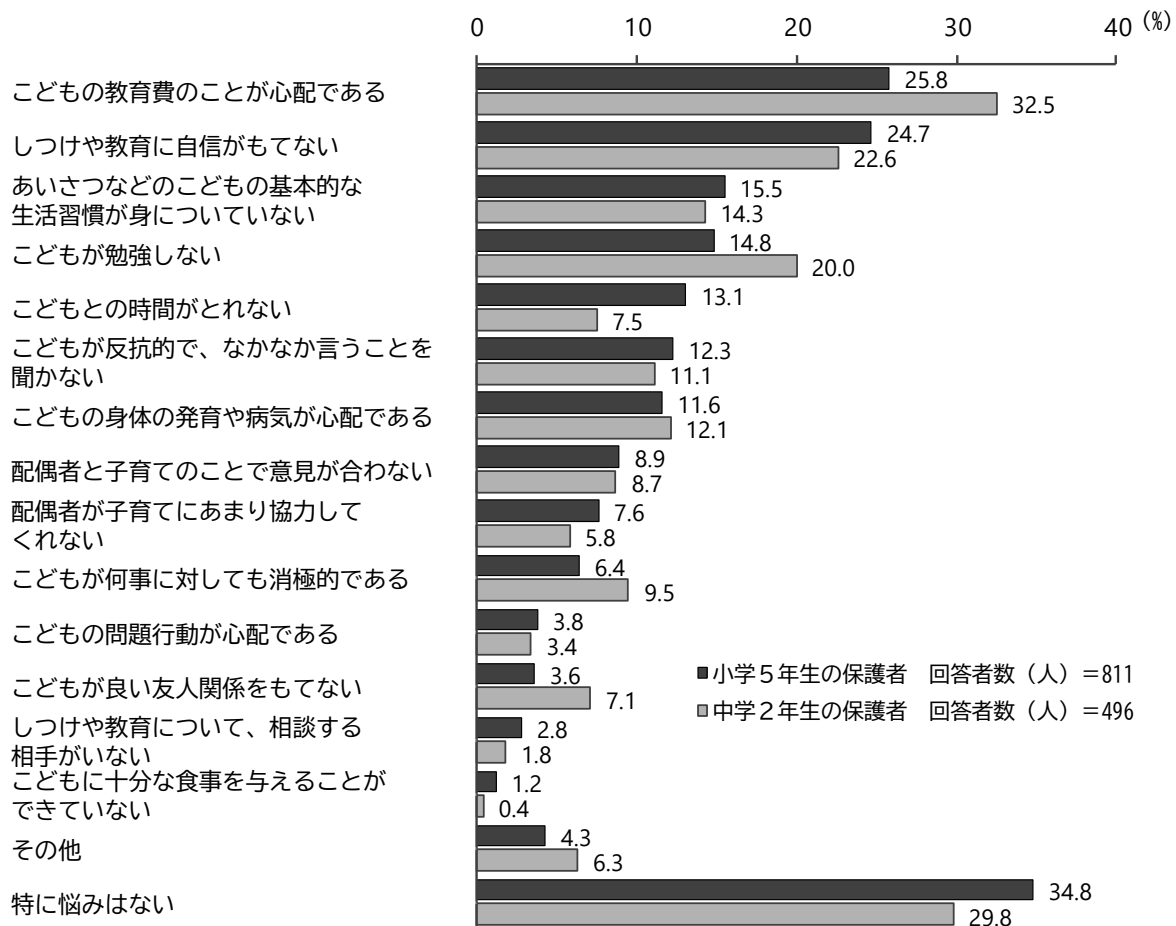


2 こどもの生活に関する実態調査

(1) こどものことで現在悩んでいること

小学5年生の保護者・中学2年生の保護者がこどものことで現在悩んでいることについて、どちらも「こどもの教育費のことが心配である（小学5年生25.8%、中学2年生32.5%）」が最も高く、次いで「しつけや教育に自信がもてない（小学5年生24.7%、中学2年生22.6%）」となっています。

■こどものことで現在悩んでいること（複数回答）



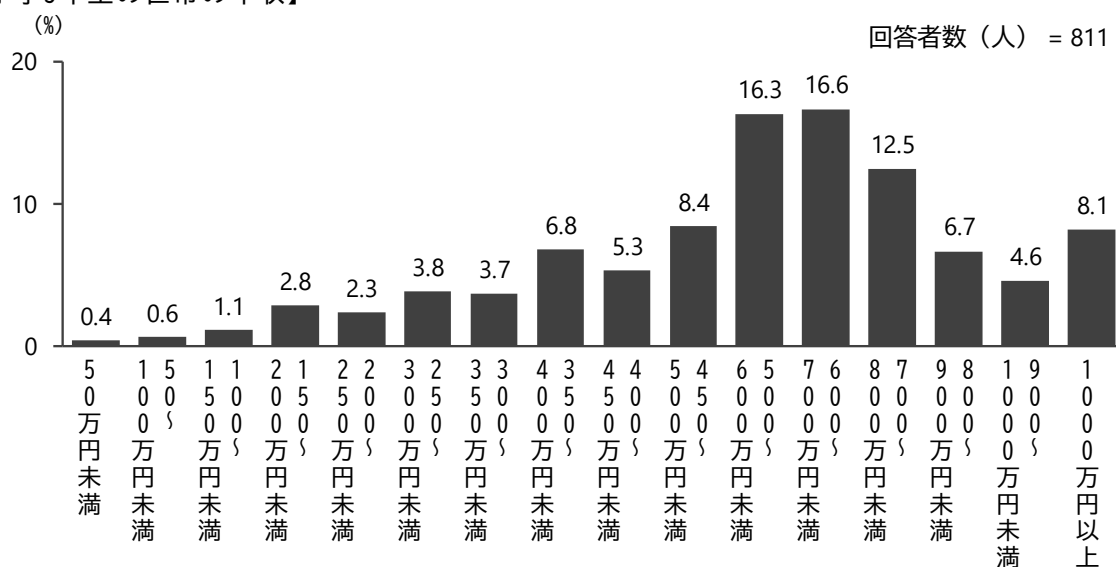
(2) 子育て世帯の年収

小学生5年生の世帯の年収について、「600～700万円未満」が16.6%と最も高く、次いで「500～600万円未満」(16.3%)、「700～800万円未満」(12.5%)となっています。

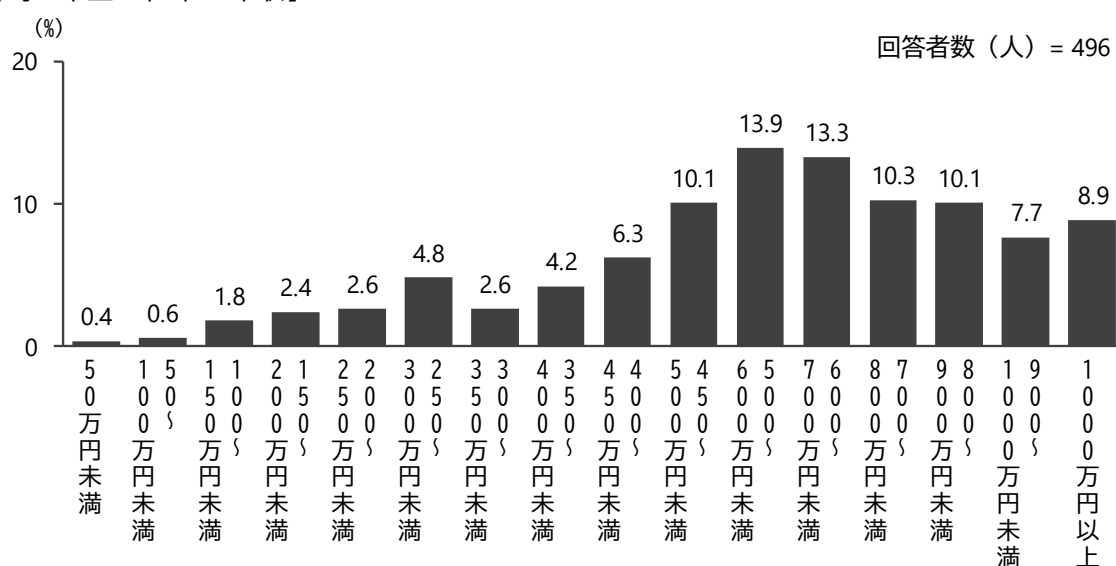
中学2年生の世帯の年収について、「500～600万円未満」が13.9%と最も高く、次いで「600～700万円未満」(13.3%)、「700～800万円未満」(10.3%)となっています。

■小学5年生・中学2年生の世帯の年収

【小学5年生の世帯の年収】



【中学2年生の世帯の年収】



(3) 収入階層別での分類

貧困の課題を抱えている可能性のある世帯を分析するため、内閣府が実施した「令和3年 子供の生活状況調査」に則り、「等価世帯収入」により、収入階層別の分類を行いました。

収入階層の分類結果

	回答者数	中央値の 2分の1未満	中央値の 2分の1以上
小学5年生の世帯	811世帯	80世帯 9.9%	731世帯 90.1%
中学2年生の世帯	496世帯	56世帯 11.3%	440世帯 88.7%

①等価世帯収入による分類方法

- ・小学5年生の世帯、中学2年生の世帯の年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。）
- ・上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ・上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

②収入階層の分類結果

- ・上記の方法で算出した等価世帯収入の「中央値」は、小学5年生・中学2年生の世帯ともに「275万円」となったため、「中央値の2分の1未満」は、「137.5万円」とした。
- ・「中央値の2分の1未満」に該当する世帯を、貧困の課題を抱えている可能性のある「相対的貧困世帯」と考え、「中央値の2分の1未満」「中央値の2分の1以上」で、収入階層別の分類を行った。

(4) 小学生・中学生本人と保護者の生活の満足度

小学生5年生本人と保護者の生活の満足度について、小学5年生本人では、「十分に満足している」「ある程度満足している」を合わせた『満足層』が62.8%、「あまり満足していない」「まったく満足していない」を合わせた『不満足層』が7.6%となっています。

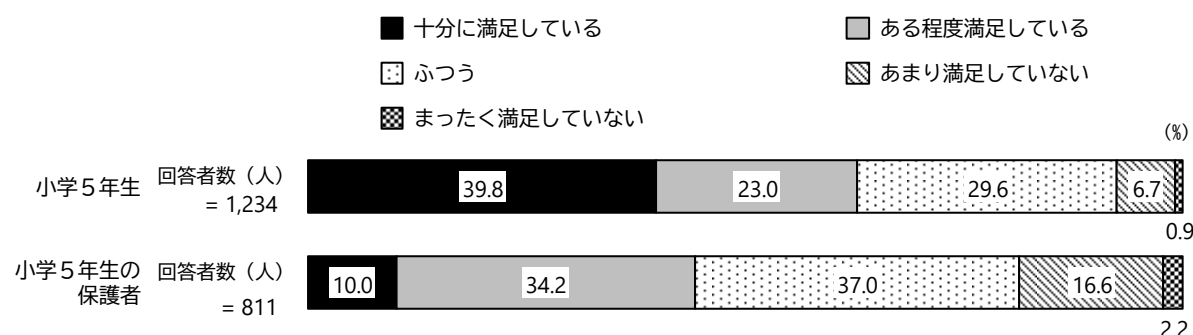
小学5年生の保護者では、『満足層』が44.2%、『不満足層』が18.8%となっています。

中学2年生本人と保護者の生活の満足度について、中学2年生本人では、「十分に満足している」「ある程度満足している」を合わせた『満足層』が59.6%、「あまり満足していない」「まったく満足していない」を合わせた『不満足層』が10.3%となっています。

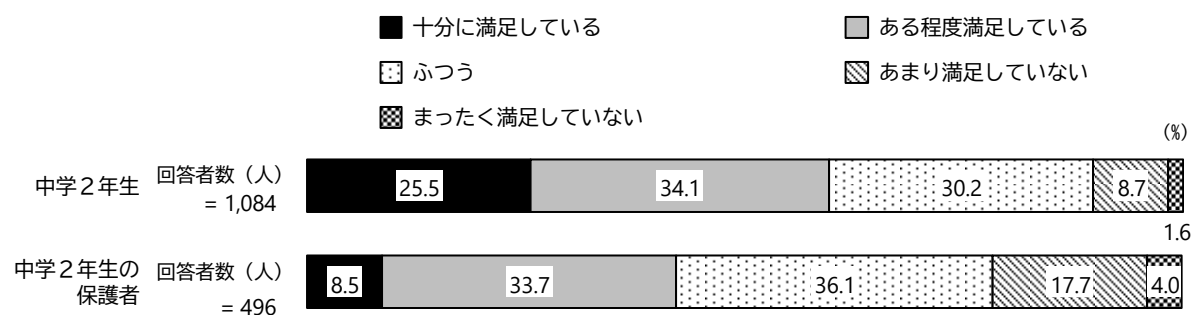
中学2年生の保護者では、『満足層』が44.2%、『不満足層』が21.7%となっています。

■生活の満足度

【小学5年生本人と保護者の生活の満足度】



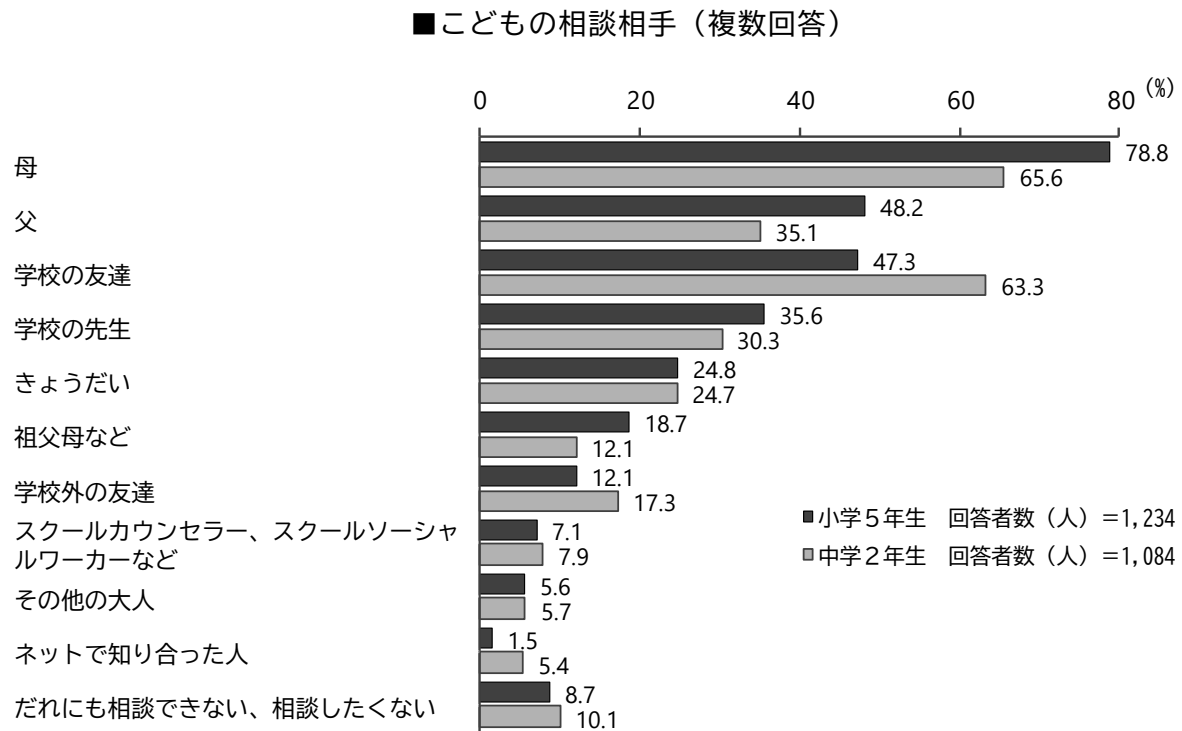
【中学2年生本人と保護者の生活の満足度】



(5) こどもの相談相手

小学5年生本人の相談相手について、「母」が78.8%と最も高く、次いで「父」(48.2%)、「学校の友達」(47.3%)となっています。

中学2年生本人の相談相手について、「母」が65.6%と最も高く、次いで「学校の友達」(63.3%)、「父」(35.1%)となっています。

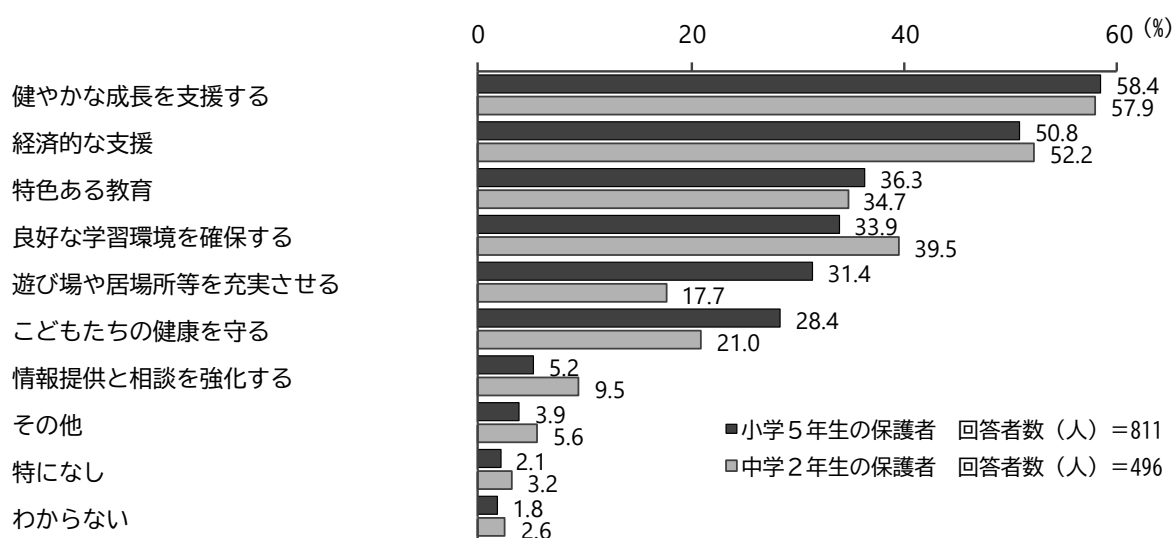


（６）子育て世帯が必要としている施策

小学5年生の世帯が必要としている施策について、「健やかな成長を支援する」が58.4%と最も高く、次いで「経済的な支援」（50.8%）、「特色ある教育」（36.3%）となっています。

中学2年生の世帯が必要としている施策について、「健やかな成長を支援する」が57.9%と最も高く、次いで「経済的な支援」（52.2%）、「良好な学習環境を確保する」（39.5%）となっています。

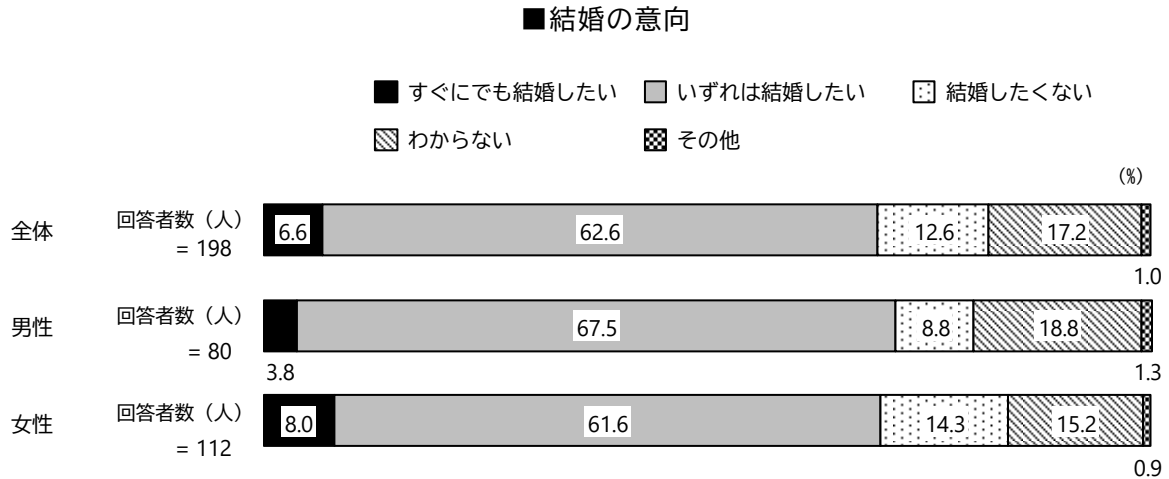
■子育て世帯が必要としている施策（複数回答）



3 高校生・若者の意識調査

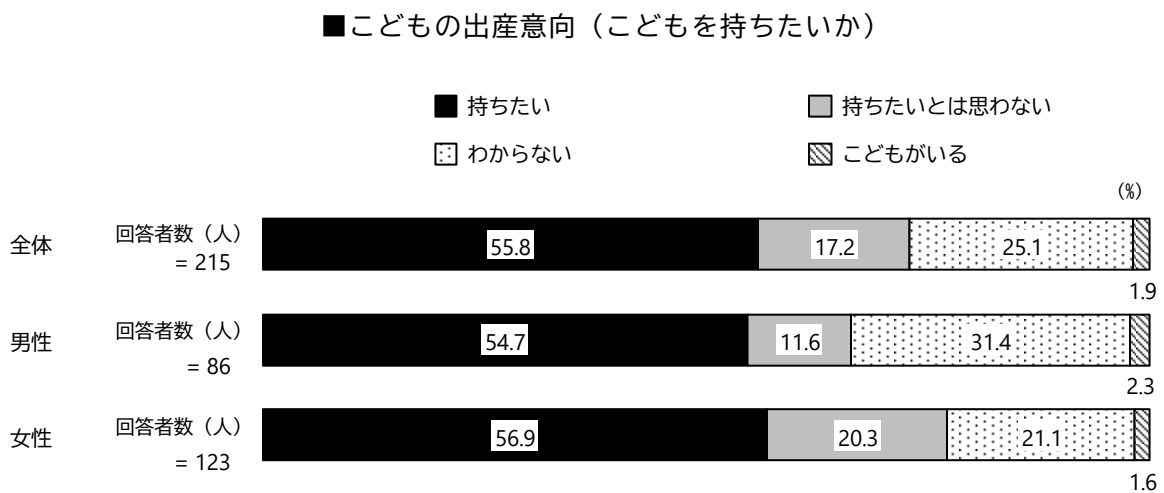
(1) 結婚の意向

結婚の意向について、「すぐにでも結婚したい」が6.6%、「いずれは結婚したい」が62.6%、「結婚したくない」が12.6%、「わからない」が17.2%となっています。



(2) こどもの出産意向

こどもの出産意向（こどもを持ちたいか）について、「持ちたい」が55.8%、「持ちたいとは思わない」が17.2%、「わからない」が25.1%、「こどもがいる」が1.9%となっています。

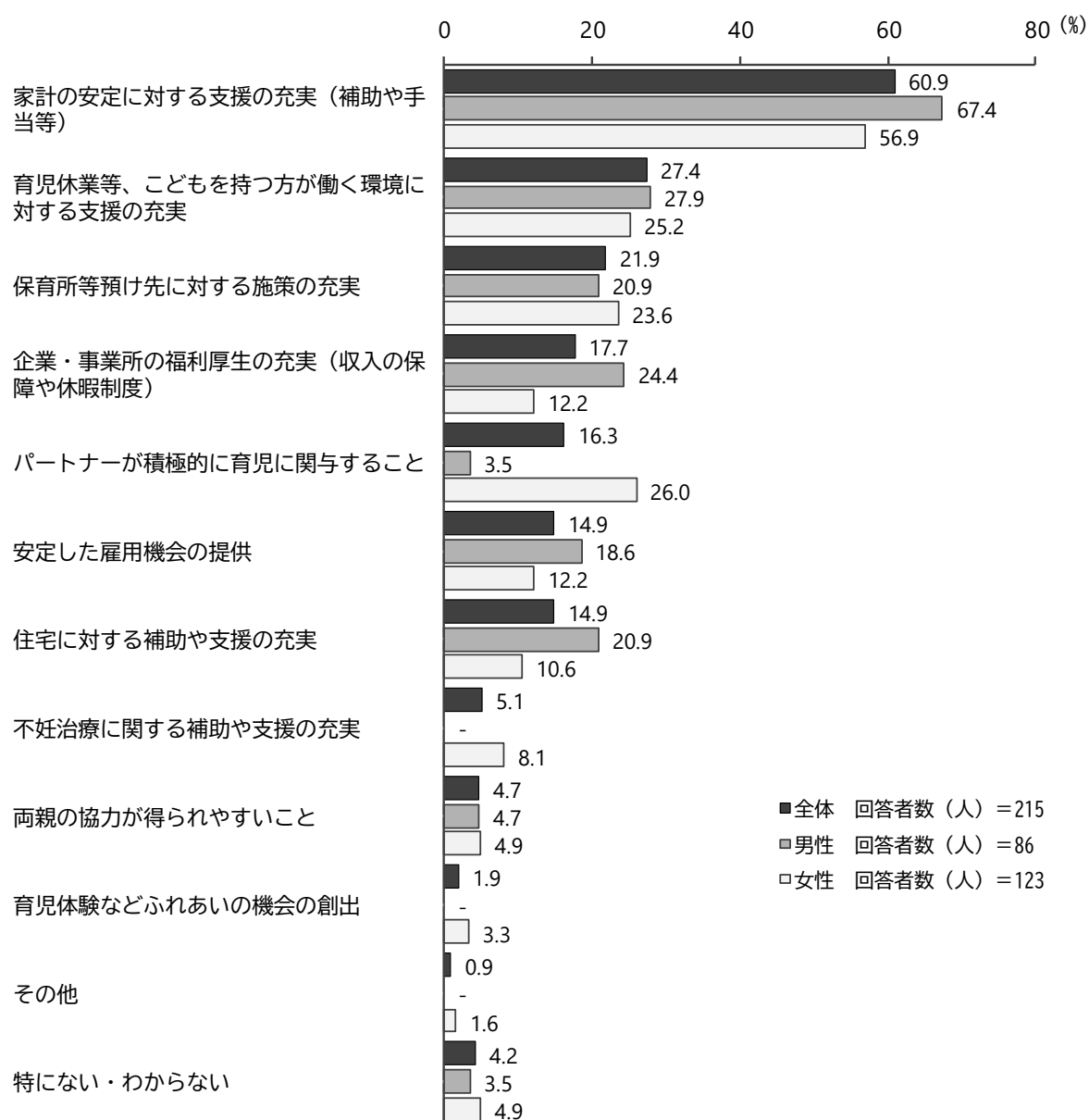


（３）こどもを持つことや子育てに対して前向きになれる要素・行政に求める支援施策

こどもを持つことや子育てに対して前向きになれる要素・行政に求める支援施策について、「家計の安定に対する支援の充実（補助や手当等）」が60.9%と最も高く、次いで「育児休業等、こどもを持つ方が働く環境に対する支援の充実」（27.4%）、「保育所等預け先に対する施策の充実」（21.9%）となっています。

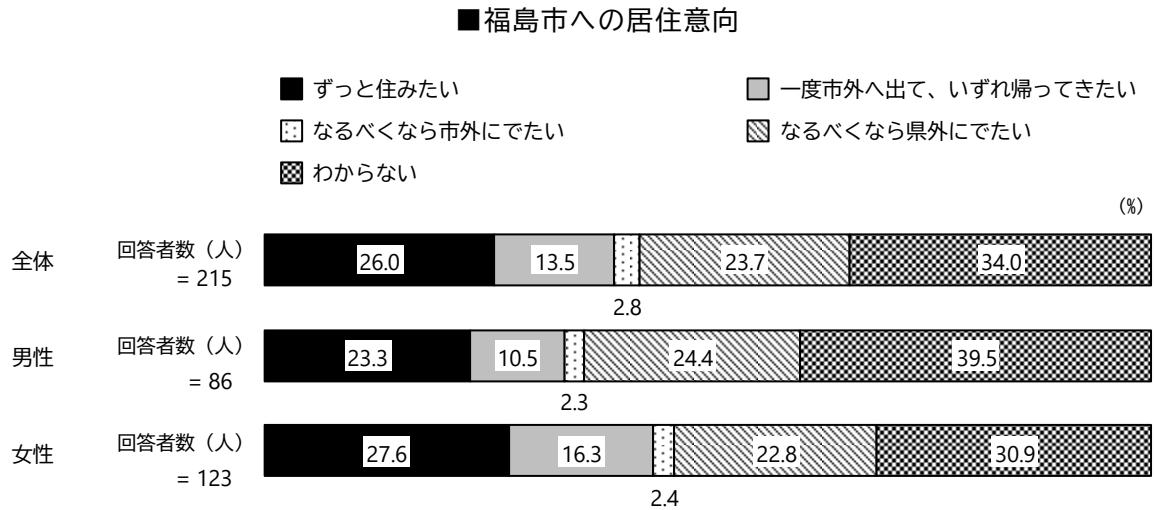
性別でみると、《男性》では、「家計の安定に対する支援の充実（補助や手当等）」が67.4%、《女性》では、「パートナーが積極的に育児に関与すること」が26.0%と他の区分に比べ高くなっています。

■こどもを持つことや子育てに対して前向きになれる要素・行政に求める支援施策（複数回答）



(4) 福島市への居住意向

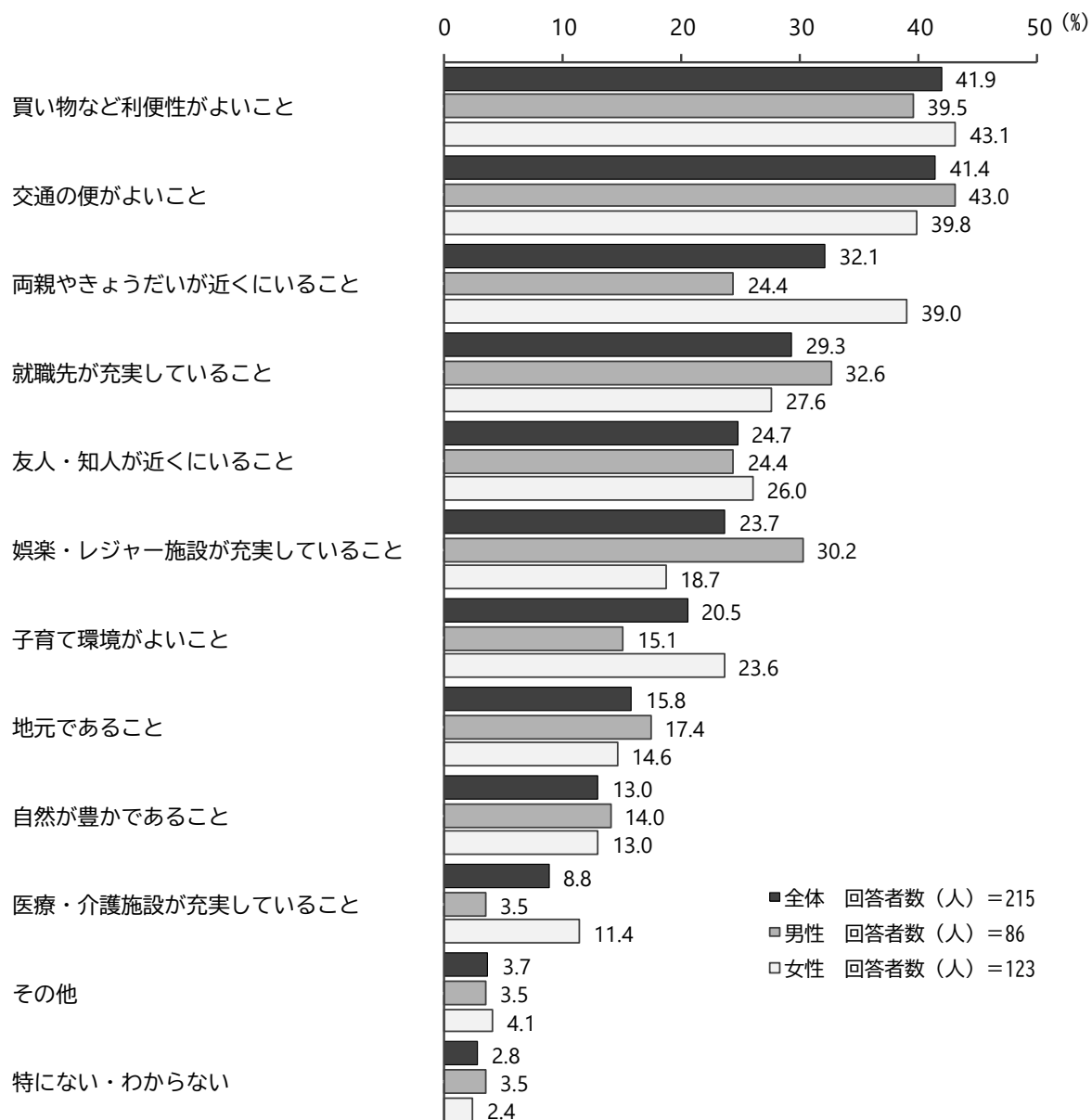
福島市への居住意向について、「ずっと住みたい」が26.0%、「一度外へ出て、いずれ帰ってきたい」が13.5%、「なるべくなら市外にでたい」が2.8%、「なるべくなら県外にでたい」が23.7%、「わからない」が34.0%となっています。



（５）将来の居住地を決める際に重要視すること

将来の居住地を決める際に重要視することについて、「買い物など利便性がよいこと」が41.9%と最も高く、次いで「交通の便がよいこと」（41.4%）、「両親やきょうだいが近くにいること」（32.1%）となっています。

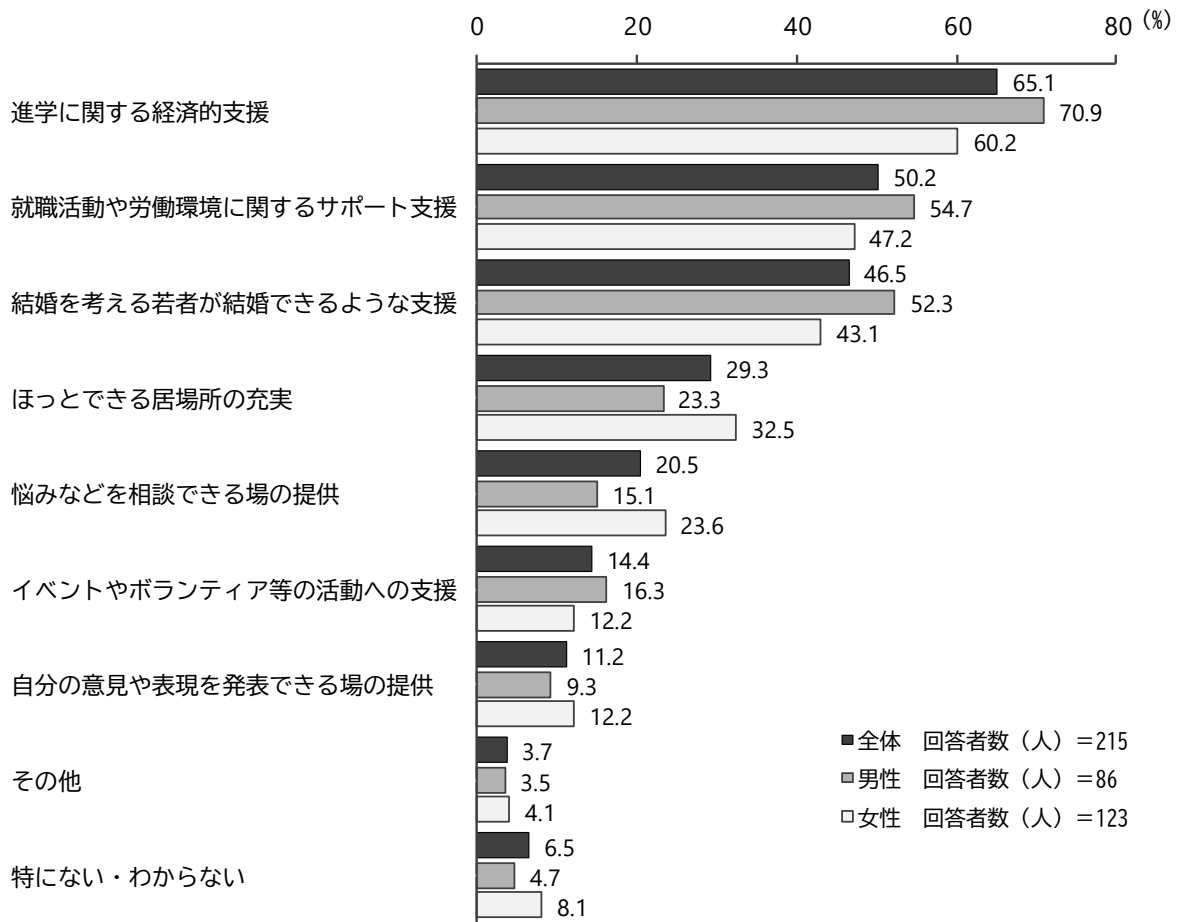
■将来の居住地を決める際に重要視すること（複数回答）



(6) これからの若者のために行政に求める支援

これからの若者のために行政に求める支援について、「進学に関する経済的支援」が65.1%と最も高く、次いで「就職活動や労働環境に関するサポート支援」(50.2%)、「結婚を考える若者が結婚できるような支援」(46.5%)、ほっとできる居場所の充実(29.3%)となっています。

■ これからの若者のために行政に求める支援（複数回答）



第3節 福島市の主要課題

本計画においては、以下の7項目を主要課題と捉え、施策を推進することとします。

課題1 こどものいのちと権利を守り、最善の利益の確保

いじめ・不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組を進める必要があります。併せて、こどもが権利の主体であることについて、こども自身を含め社会全体が理解し、こどもの声を聴き、こどもにやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

課題2 こどもが安全安心な環境の中で、様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の充実

地域の繋がり希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっています。家庭を基盤としつつ、地域や学校など様々な場所において、安全安心な環境の中で多様な人と関わり、遊びや学び、体験ができる機会と居場所の充実が必要です。

課題3 こどもの健やかな成長を促す学びの環境整備

不登校・いじめ・ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が顕在化してきています。将来を担うこどもたちが、夢と希望を持ち健やかに成長できるよう幼児教育・保育施設、学校・家庭・地域社会が連携を深め、こどもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育を進める必要があります。

また、幼児教育・保育施設、学校の老朽化が進んでおり、最適な保育・教育環境の整備が必要です。

課題4 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・出産・子育ての希望を叶える

若い世代の多くが、仕事や金銭面での悩みを抱え、将来の見通しが持てないことは、未婚化や晩婚化、少子化の要因ともなっており、生活基盤の安定を図るとともに、就労・結婚の希望を叶えるための支援が必要です。

課題5 ライフステージを通した、安心して出産・子育てできる環境づくり

結婚・出産に対する価値観の多様化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、出産や子育てに対する負担感が増大しています。子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産し、楽しくやりがいを持って子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。

課題6 多様化する保育ニーズへの対応

少子化が進行するなかでも、保護者の就業割合は増加しており、保育ニーズは依然として高い状況となっています。待機児童対策、潜在的待機児童の縮減に引き続き努めていく必要があります。併せて、延長保育や休日保育、病児・病後児保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスと質の向上が求められています。

課題7 困難を抱えるこどもやその家庭への支援

貧困、虐待、ヤングケアラー、障がい、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもとその家庭への支援が必要です。とりわけ、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、発生を未然に防止することが重要となります。

第 3 章

計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

こども・若者のえがおあふれる ふくしま ～こどもファーストのまちづくり～

こども・若者は、将来の主人公であり、地域の宝です。

全てのこども・若者は、多様な個性を持ち、無限の可能性を秘めています。

こども・若者が自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育に加えて地域社会からの支援により整えられた適切な環境が必要です。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び、こどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、すなわち、「こどもファーストのまちづくり」の実現を目指す必要があります。

こども・若者が健やかに成長できる魅力ある子育て環境の整備により、こども・若者が「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、「子育てするなら福島市」と称される、こども・若者のえがおあふれる社会を目指し、「こども・若者のえがおあふれる ふくしま～こどもファーストのまちづくり～」を本計画の基本理念として定めます。

第2節 基本目標

基本目標1 こどもの育ち・若者の自立を支えるまち

- こども・若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進を図られるよう、必要な施策を推進します。
- こども・若者が主体的に学び「生きる力」を育みながら成長し、夢や希望を持って自立できるよう、保育・教育環境の充実や質の向上に努めます。
また、多様な体験やふれあいの機会づくりのため、遊び場・居場所づくりに努めます。
- こども・若者が多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重しながら、自己実現ができるよう、健全育成や自立支援を推進します。

基本目標2 安心して子育てできるまち

- 誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、こどもや子育て当事者が抱える不安や悩みを気軽に相談できる体制を拡充するとともに、保育・教育の充実を図るほか、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく行うことができるよう、必要な支援を推進します。
- 希望する人が、希望するタイミングで、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、生活基盤の安定、仕事と家庭の両立、孤立感・負担感を軽減し、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子育てができる環境を整備します。

基本目標3 困難を抱えるこども・若者を支えるまち

- 虐待やいじめ等の権利の侵害からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面するこども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れ、その他の事情等により、支援や配慮を必要とするこども・若者が必要な支援が受けられるよう施策を推進します。

基本目標4 地域全体で子育てを支えるまち

- 地域の中で、こどもや子育て当事者が安全で安心して暮らすことができるよう、こどもの見守り等をはじめとする生活環境の整備を図るほか、地域全体でこどもや子育て当事者を支える機運の醸成、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

第3節 計画を推進するための視点

こども・若者のえがおあふれる社会の実現を目指すため、計画を推進するための視点として、以下の事項を定めます。

視点 1

こども・若者が、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況等によって、差別、虐待等を受けることなく、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること。

視点 2

こども・若者が、健やかに育つために、こどもにとっての最善の方法及びこどもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること。

視点 3

こども・若者が、学びを通じ成長するとともに、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること。

視点 4

こども・若者が、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているか理解され、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

視点 5

市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に行われること。

第4節 施策体系

基本理念

こども・若者のえがおあふれる ふくしま
～こどもファーストのまちづくり～

基本目標

【基本目標 1】

こどもの育ち・若者の自立を
支えるまち

施策の方向

- 1 こども・若者の権利の理解促進
- 2 こども・若者の意見表明・参画の促進
- 3 保育・教育環境の充実と質の向上
- 4 こども・若者の居場所づくり
- 5 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- 6 こども・若者の健全育成の推進
- 7 若者の自立支援の充実

【基本目標 2】

安心して子育てできるまち

- 1 妊娠・出産・子育てへの支援
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 子育て家庭等への経済的支援
- 4 仕事と家庭との両立支援

【基本目標 3】

困難を抱えるこども・若者を
支えるまち

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ヤングケアラー支援
- 3 不登校・ひきこもり支援
- 4 ひとり親家庭への支援の充実
- 5 こどもの貧困対策の推進
- 6 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実
- 7 その他困難に直面するこどもへの支援

【基本目標 4】

地域全体で子育てを支える
まち

- 1 安心・安全な子育て環境の整備
- 2 こども・子育てに優しいまちづくり
- 3 子育て支援ネットワークづくり

第 4 章 施策の展開



基本目標 1 こどもの育ち・若者の自立を支えるまち

基本施策 1 こども・若者の権利の理解促進

具体的施策（1） こども・若者の権利の尊重・周知啓発

福島市全体でこどもたちを大切にし、こどもたちが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、えがおあふれるまちとなるため、こどもの権利の尊重・周知啓発に関する取り組みを推進します。

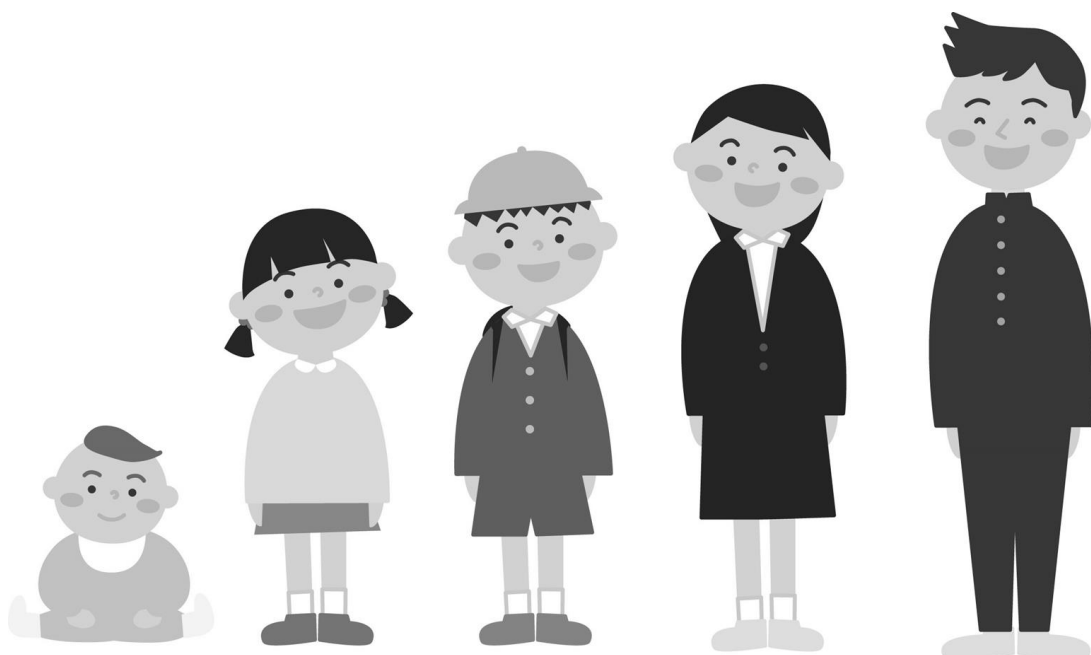
主な事業・取り組み	概要	担当課
子どものえがお条例の普及啓発	こどもが一人の人間として生き生きと健やかに育まれ、尊重されるよう地域全体への普及啓発を行います。	こども政策課
児童福祉月間等における周知啓発	施設訪問や相談窓口・こどもの権利に関するしおり配布等、児童福祉や児童虐待防止の啓発を通して、こどもの権利の周知啓発を行います。	こども家庭課
人権教育の推進	道徳科や特別活動、キャリア教育等を通し、こどもの人権に関する認識を深めます。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の実施	命やくらしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、「つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい」ということを学ぶ教育を実施します。	学校教育課
「人権と平和展」の開催	いじめなどの人権侵害の根絶と人権思想の普及、平和への再認識を図るため、ふくしまヒューマンフェスティバル「人権と平和展」を開催します。	男女共同参画センター
人権の花運動	小学生に対し、花苗等の贈呈を行い、お互いに協力して花を育てることを通して、思いやりの心や人権尊重についての理解を深めます。	男女共同参画センター

基本施策 2 こども・若者の意見表明・参画の促進

具体的施策（1） こども・若者の意見表明・参画の機会の整備

福島市がこどもファーストのまちとなるため、こども・若者の意見を幅広く聴取する機会や社会に参画する機会を創出し、こども・若者の意見を社会全体で後押しする環境づくりに努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
こども・若者の意見表明と参画する機会の創出	こども・若者が自由に意見や想いを述べられる機会をつくり、当事者目線に立った施策の推進を図ります。	こども政策課
ふくしまっ子未来トークの開催	こどもたちが市政や地方自治についての理解を深めることを目的とし、市内すべての小学校等から代表児童を選出し、市長、教育長と代表児童によるオンライン会議を実施します。	教育総務課
こくりナビ	大学生など若者のまちづくりへの参画を促進します。	地域共創課
主権者教育の支援	未来の有権者である児童・生徒を対象に、有権者の役割や選挙の仕組みなどを学習し、政治や選挙への意識を高める出前講座を実施します。	選挙管理委員会



基本施策 3 保育・教育環境の充実と質の向上

具体的施策（1） 保育・教育の学びの環境の充実

こどもが安心して過ごし快適に学ぶことができるよう、成長に応じた保育・教育環境を整えます。

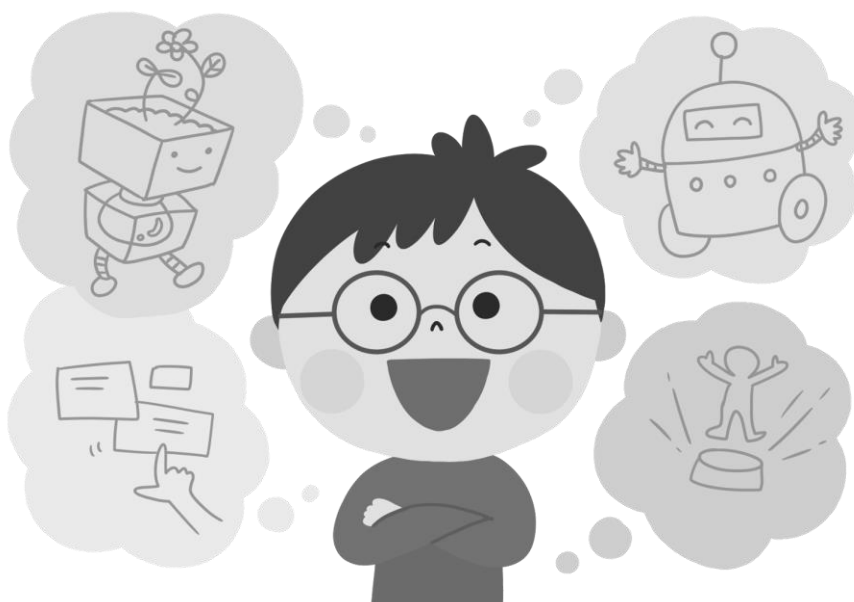
主な事業・取り組み	概要	担当課
幼児教育・保育施設の整備支援	受け皿確保と教育・保育環境確保のため、認定こども園など幼児教育・保育施設の整備を支援します。	幼保企画課
市立幼児教育・保育施設再編整備事業	少子化に伴う就学前児童の減少を見すえつつ、幼児教育・保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応等を図るため、市立幼児教育・保育施設の再編・統合を行い、拠点機能を有する認定こども園を整備します。 また、既存施設についても、幼児教育・保育の質の維持・向上に必要な改善等を図ります。	幼保企画課 幼保支援課
福島市学校施設等個別計画の推進	小・中学校の校舎等の改築や長寿命化対策により教育環境の整備を図ります。	教育施設管理課
公立夜間中学の運営	中学校教育を十分に受けていない若者が学ぶ機会を確保できるよう、多様な生徒を受け入れ、一人ひとりのニーズに合わせた授業を実施します。	教育研修課
ICT教育フューチャービジョン推進事業	端末や統合型校務支援システムの導入など学校教育のICT化を進め、新しい学習スタイルを確立し学習の質の向上や未来を切り拓いていけるこどもたちの資質や能力を育成します。この、学校の教育活動全体を通して、情報モラルの育成に努めます。	教育研修課
学習センターの整備	学習センターの更新や長寿命化対策により、こども・若者のニーズに即した地域の社会教育・生涯学習環境の整備を図ります。	生涯学習課

具体的施策（２） 保育・教育の質の充実

こどもが自ら主体的に学び・成長し、生きる力を身に付けて夢や希望を持って自立して
いくことができるよう保育・教育の質の向上に努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
特色ある幼児教育・保育推進事業	福島其自然や文化、多様な社会に触れることで、こどもたちの豊かな創造性や感性を育む幼児教育・保育を推進する施設を支援します。	幼保支援課
福島型個性をのばす教育推進事業	本市ゆかりの著名人や地元企業等と連携して、こどもたちに高いレベルの学びの機会を提供します。	教育総務課
語学指導を行う外国青年の招致	外国青年（ALT）を幼稚園、認定こども園、小・中学校へ派遣します。	学校教育課
外国語活動支援事業	外国語活動支援協力員（EAA）を小学校へ派遣します。	学校教育課
学力向上のサポート	学習支援員（数学科）を配置し、生徒一人ひとりへ個に応じた手厚い指導を実施します。	学校教育課
学力グレード・アップ事業	各学校へ指導主事を派遣し、指導助言を行います。 また、家庭学習スタンダードを有効に活用し、家庭学習の習慣化を図り、学力向上を図ります。	学校教育課
指導力向上サポート事業	指導力向上支援員及び指導主事による支援訪問により、授業についての指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
頑張るふくしまっ子復興夢応援	全国大会等で優秀な成績をおさめた市内の小・中学校に対し、学校活動の推進に必要な備品等を支給します。	学校教育課
部活動指導体制整備事業	公立中学校へ部活動指導員を配置し、部活動担当教員の負担を軽減するとともに、部活動指導体制の充実を図り、活動の質の向上を図ります。	学校教育課

主な事業・取り組み	概要	担当課
放射線教育授業の支援	本市独自の「防災・放射線教育指導資料」を作成し、その活用を図り、小・中・義務教育学校・特別支援学校における放射線教育の授業を支援します。	教育研修課
海外チャレンジ応援事業	世界に羽ばたく人材の育成を図ることを目的に、海外研修費用の一部を助成します。	生涯学習課
「子どもの夢を育む施設（こむこむ）」事業	遊び、学び、情報発信、交流機能を備えた教育文化の複合施設として、時代のニーズに柔軟に対応した事業を推進します。	生涯学習課
学校図書館のICT化	タブレットの活用や図書館との連携を通し、児童生徒の読書活動や家庭学習を推進します。	学校教育課 図書館



基本施策 4 こども・若者の居場所づくり

具体的施策（１） 地域と連携したこども・若者の居場所づくりの推進

地域における関係機関、団体、個人等と連携し、こども・若者の居場所づくりに努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
地域におけるこどもの居場所づくり（子ども食堂）	地域のこどもが様々な人と交流しながら安心して過ごすことのできる、こどもの居場所（遊び、学習の場）づくりを推進します。	こども政策課
ユースプレイス自立支援事業	ひきこもりやニート等の若者が自立し、健全な社会生活を営むために、若者の居場所をつくります。	こども政策課

具体的施策（２） こども・若者が健やかに過ごせる遊び場の充実

身近な遊び場である公園、学校施設、屋内外の運動施設等の整備・修繕を図るとともに、豊かな自然や学びを体験する場の確保を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
ふくしまこどもベース（こどもの基地）構想の推進	学校施設を活用し、身近で快適な遊び場をつくります。 地域との協働等により、楽しく安心して過ごせる基地（居場所）づくりを進めていきます。	こども政策課
こむこむ館再整備事業	こむこむ館について、市民の意見等を取り入れながら遊び場機能のリニューアルなど、こむこむ館全体の再整備を進めていきます。	生涯学習課
「ももRabiキッズパーク」道の駅ふくしま屋内こども遊び場の運営・管理	県産木材をふんだんに使用した全天候型の屋内こども遊び場で、親子で楽しめるよう施設の運営管理を行います。	観光交流推進室
学校施設の開放	学校施設を、こども・若者を含む団体に開放します。	教育施設管理課

主な事業・取り組み	概要	担当課
児童公園の運営・管理	園内に約30種類の遊具を配置し、低額な料金で、親子で共に楽しめるよう児童公園の運営管理を行います。	こども政策課
児童遊び場等の管理	児童の身近な遊び場を確保するため、児童遊び場の維持管理を行います。	こども政策課
四季の里の運営・管理	芝生の上を走り回ったり、水遊び、木もれび広場など、福島盆地を一望しながら、家族で楽しめるよう四季の里の運営管理を行います。	農業振興課
公園施設長寿命化対策事業	公園施設の安全・安心と快適性向上のため、福島市公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新等を行います。	公園緑地課

具体的施策（３） 放課後等のこどもの居場所づくりの推進

こどもの人口が減少傾向にある中、核家族化や共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加傾向にあります。

教育施設等既存施設の活用も図りながら施設整備を推進するとともに、放課後児童クラブの質の向上のための施策を実施します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
放課後児童クラブの運営	放課後のこどもの安全な居場所を提供するため、放課後児童クラブを運営します。 また、各地域の需要に応じて、放課後児童クラブを整備します。	こども政策課
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	放課後児童クラブの育成支援の周辺業務について、外部委託等を促進することで、放課後児童支援員等が支援に専念できる環境をつくり、放課後児童支援員の負担軽減と質の高い学童保育を推進します。	こども政策課
放課後児童支援員等処遇改善の強化	放課後児童支援員等の安定雇用や新規雇用により利用児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブに対しての処遇改善を充実します。	こども政策課
児童センターの運営	放課後等のこどもの安全な居場所を提供します。	こども政策課

基本施策 5 多様な体験・ふれあいの機会づくり

具体的施策（1） 多様な体験・ふれあいの機会の充実

こども・若者の健やかな成長を促すため、自然体験や職業体験、文化芸術体験など、自らの好奇心や感性を豊かにし、多様な学びにつながる体験・ふれあい活動の機会の創出と内容の充実に努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
まちなかこどもの日	親子で楽しめるイベントをまちなかで開催します。	にぎわい商業課
福島型給食推進事業	学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産のコメ・野菜等の使用を拡大することで、こどもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図ります。	農業振興課 教育施設管理課 幼保支援課 こども政策課
中学生ドリームアップ事業	中学2年生において、連続した最大5日間の職場体験活動を中心に、1年生での事前指導、3年生での事後指導に系統性と計画性を持たせ、特色ある教育活動を実施します。	学校教育課
ふくしま・ふれあい・夢ぷらん事業	小学校と地域が一体となり、歴史、文化、伝統、自然、人材等を生かした体験的、探究的な学習、創造的な教育活動を行います。	学校教育課
青少年健全育成活動の充実	各地区青少年健全育成推進会における世代間交流事業や体験活動などの充実を図ります。	こども政策課
わいわい市民農園農業体験事業	市内の園児を対象に、農業体験を実施し、農業にふれあう機会を通して食育の推進を図ります。	農業企画課
農業後継者活動事業	各種事業（情報交換・学習会等）を開催し、後継者同士で親睦を深めることに加えて農業後継者としての資質向上と地域農業の振興を図ります。	農業企画課
農業ふれあい体験事業	食から健康をつくる大切さを知ってもらうため、親子が農作物の作付けと収穫を体験する事業を実施します。	農業委員会事務局

主な事業・取り組み	概要	担当課
ものづくり教室の開催	小学生を対象としたものづくり教室を開催し、ものづくりへの興味や関心を深めることで、次代の製造業の担い手の育成を図ります。	企業振興課
福島市発明くふう展	発明考案に対する関心を高めるとともに、児童・生徒等の気づく力、創造する力の向上を促し、将来に向けた本市産業の振興を図るため、創意工夫と独創性に富む作品を広く募集・展示し、優秀作品製作者を表彰します。	企業振興課
森林・林業学習事業	市内小学校を対象に、木材加工場など林業施設の見学、市内森林における森林整備事業の現場見学会などの学習機会を提供し、森林保全・環境保全への理解を深める事業を提供します。	農林整備課
小鳥の森・水林自然林の整備	こどもが自然にふれあう場として、小鳥の森、水林自然林を整備します。	農林整備課
ぼうさい体験パッケージ	災害時のあらゆる場面を想定した「チャレンジ体験メニュー」を通して、気軽に楽しみながら防災について学ぶ機会を創出します。	危機管理室
ふくしま防災体験フェア	さまざまな災害疑似体験を通じて、近年頻発化・激甚化している災害について考える機会を創出します。	危機管理室
ふくしまエコ探検隊の実施	小学校4～6年生を対象に、環境教室を実施し、環境保全意識の高揚を図ります。	環境政策課
少年を対象にした各種体験教室等の開催	各学習センターにおいて、地域の特性を活かした様々な体験教室や長期休業中の学校支援、書道教室等を実施し、世代間交流を図りながら青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課
青少年を対象とした教育講座の実施	学習センターを拠点として、ヤングカレッジや少年教室等の体験学習の機会を創出します。	生涯学習課
家庭教育相談事業	生涯学習指導員が、子育てや家庭教育についての相談・支援を行います。	生涯学習課

主な事業・取り組み	概要	担当課
青少年指導員の配置	学習センターに青少年指導員を配置し、青少年に対する生活指導や団体育成を支援します。また、生涯学習指導員が、子育てや家庭教育についての相談・支援を行います。	生涯学習課
【再掲】「子どもの夢を育む施設（こむこむ）」事業	遊び、学び、情報発信、交流機能を備えた教育文化の複合施設として、時代のニーズに柔軟に対応した事業を推進します。	生涯学習課
社会教育振興に資する団体への支援	こども育成会やボーイスカウト等の社会教育活動を支援します。	生涯学習課
本にふれる機会の創出	家庭への絵本のプレゼントや図書館などでの絵本の読み聞かせを実施し、親子で本にふれる機会を創出します。	図書館
図書館サービスの提供	児童書の収集・提供、年齢別のブックリスト等の発行を通して、こどもの読書活動を推進します。	図書館
民家園の運営と年中行事の開催	田おこしや田植え、昔の農家の暮らしを体験する「昔のくらし」などの行事を開催し、先人の暮らしの知恵を後世に伝えます。	文化振興課
郷土史料室事業	歴史への興味・関心の高揚を図るため、工作講座（昔の玩具づくり等）を開催します。	文化振興課
じょーもぴあ宮畑での活用事業	福島市に所在する縄文遺跡を教育活用及びまちづくり、観光振興に活かすため各種事業を実施します。	文化振興課
キッズシアター（演劇教室）	生の舞台芸術の鑑賞を通じて少年少女の情操教育の一助とするため、市内の小学生を対象に演劇教室を開催します。	文化振興課
小学校への獣医師派遣事業	小学校へ獣医師を派遣し、動物とのふれあいや接し方についての授業を行うことで、小学生が自分と身近な動物との関わりに関心を持つとともに、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育みます。	衛生課

主な事業・取り組み	概要	担当課
学生団員の活動支援	消防団員の活動を補完する学生団員として、火災予防活動や広報活動、大規模災害時は避難所の運営補助等を行います。	消防本部 消防総務課



基本施策 6 こども・若者の健全育成の推進

具体的施策（１） 健全育成の推進

こども・若者が周りからあたたかく見守られ、大切にされていると実感できるよう、地域全体でこども・若者の健全育成を推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
地域における健全育成の活動の充実	青少年健全育成推進会議・各地区推進会の活動を通し、地域全体でこどもの健やかな成長を支え、こどもたちに安全・安心な地域づくりを行います。	こども政策課
青少年に健全な環境整備	青少年センター事業を通じた有害環境の浄化などを図ります。	こども政策課
インターネット安全利用啓発事業	青少年のインターネットの安全な利用について理解を深め、事件やトラブルを防止します。	こども政策課
悩みごと相談カード配布	学校生活や友人関係の悩みなどを相談する際の相談機関を掲載した相談カードを作製し、市内の中学1年生に配布します。	こども政策課
若者の消費者トラブル防止	若年層向けに制作した消費者トラブル防止啓発動画の活用や出前講座などを行い、被害の未然防止と消費生活に関する情報や知識を深める取り組みを行います。	生活課
受動喫煙防止対策事業	小・中学校との連携により防煙教育を実施し、未成年者の喫煙防止を図ります。	健康づくり推進課
薬物乱用防止教育	市内全中学校において、薬物乱用防止教育を実施します。さらに薬物乱用問題に対する理解と認識を高める活動として、街頭キャンペーンや募金活動を行い、青少年の薬物乱用防止教育を推進します。	学校教育課 保健総務課
精神科医等専門医相談事業	児童生徒の心の健康に対して、適切な対応、支援ができるよう専門医との研修を行い、児童生徒に寄り添った支援を行います。	学校教育課
ボランティア教育の充実	学級活動や総合的な学習の時間等で社会の一員としての自覚・責任の育成やボランティアとしての活動意義の理解促進を図ります。	学校教育課

主な事業・取り組み	概要	担当課
道徳教育の促進	学校の教育活動全体を通しての指導とともに、ボランティア活動での豊かな体験を通して、こどもの内面に根ざした道徳性や人生や社会を切り拓く実践的な力を育成します。	学校教育課
進路指導の充実	キャリア・パスポートを活用し、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に活かそうとする態度を養います。 また、中学校では総合的な学習の時間や学級活動の進路学習を活用し、進路適性や主体的な進路の選択と将来設計等の指導を行います。	学校教育課
市民活動サポートセンターとの連携	市民活動を支援する「市民活動サポートセンター」との連携による市民との共創体制の整備を図ります。	地域共創課

具体的施策（２） 健やかな成長の促進

こども・若者の健やかな成長に向け、健康づくりや体力アップ、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
スポーツ少年団活動の推進	スポーツ少年団の種別交流会やリーダー研修を実施し、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	スポーツ振興課
スポーツ教室	スポーツ人口の増加、生涯スポーツの振興、競技力向上の一助を目的に幼児から高齢者を対象に、スポーツ実技講習会等を行います。	スポーツ振興課
ふくしまシティハーフマラソンの開催	マラソンを通して、心身ともに健康なこどもたちを育成します。	スポーツ振興課
都市公園事業	心豊かで健全な青少年の育成と体力増強の場に資するために、公園施設の整備を行います。	公園緑地課
健康教育の充実	体育、保健体育、特別活動等で、健康に関する活動の実践を促し、生涯を通して健康で活力ある生活を送るための基礎を培います。	学校教育課

主な事業・取り組み	概要	担当課
食育の推進	親子・地域活動団体・幼稚園・保育所などを対象とし、調理実習をはじめとした食育教室を通して、食育を推進します。 また、健康教育・相談等により親子の教育を推進します。	健康づくり推進課 幼保支援課 こども家庭課
栄養やお口の健康に関する健康教育・相談の実施	各地区において、栄養士・歯科衛生士による健康教育・相談を実施し、親子の食育を推進します。	健康づくり推進課 こども家庭課

具体的施策（３） プレコンセプションケア、性教育の推進

若い男女がお互いの性差を理解し将来のライフプランを考え、日々の生活や健康を意識した生活ができるような環境づくりに努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
プレコンセプションケア事業	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康づくりや将来のライフプランを考える取り組みについて普及啓発を行います。	こども家庭課 健康づくり推進課
思春期保健事業	次世代を対象として、妊娠や出産、性に関する正しい知識を学ぶことにより、自己肯定感を高め、自らのライフプランを前向きに思い描くことができるよう、健康教育等を実施します。	こども家庭課 健康づくり推進課
性教育の推進	男女共同意識、性教育等について、保健学習等で指導に努めます。	学校教育課



基本施策 7 若者の自立支援の充実

具体的施策（１） 生活の安定と多様な働き方の支援

若者が自らの意思で将来の選択ができるよう、様々な支援を行います。

主な事業・取り組み	概要	担当課
若年者就職支援事業	就職を希望する若者が安心して働けるよう各種事業を実施し、地域における就業機会の創出を図ります。	産業雇用政策課
新規就農者支援事業	新規就農を希望する方へ就農前の相談から体験・研修・営農・定着に至る各ステップでサポートします。	農業企画課
【再掲】プレコンセプションケア事業	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康づくりや将来のライフプランを考える取り組みについて普及啓発を行います。	こども家庭課 健康づくり推進課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活を支援するために、住宅取得・リフォーム費用や貸借費用（敷金・礼金・家賃等）及び引越費用を補助します。	定住交流課
結婚等についての意識の啓発	婚活イベントの開催や情報発信を行い、講演・セミナーなど結婚に対する意識の向上を図ります。	定住交流課
ふくしま☆スタイル住宅整備事業	コミュニティミックスに配慮し、子育て世帯向けの住戸を整備します。 また、ファイナンシャルプランナー等によるマイホーム取得や住み替え支援を実施します。	住宅政策課
子育て世帯・若者夫婦世帯向け市営住宅の供給事業	街なかにある低廉な家賃の「借上げ市営住宅」を子育て・若者夫婦世帯向けに供給し、安心して子育てできる住環境を整備します。	住宅政策課
子育て支援住宅の供給事業	特別市営住宅等の空き家を活用した「子育て支援住宅」を供給し、安心して子育てできる住環境を整備します。	住宅政策課
空き家リフォーム支援事業	子育て世帯や新婚世帯が、居住するために購入した空き家をリフォームするために要した費用を補助します。	住宅政策課

基本目標 2 安心して子育てできるまち

基本施策 1 妊娠・出産・子育てへの支援

具体的施策（1） 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

主な事業・取り組み	概要	担当課
こども家庭センター・えがおによる支援	すべての妊産婦・子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行います。	こども家庭課
地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援の拠点施設として地域子育て支援センターを設置し、子育てをする家庭の育児相談や交流の場の提供などを行います。	こども政策課
プレママ・プレパパ支援	妊婦とそのパートナーを対象に、出産後の生活についてイメージできる機会を設けるとともに、安心して赤ちゃんを迎えることができるよう相談支援を行います。	こども家庭課
母子健康手帳交付時の専門職による面接相談の実施	母子健康手帳の交付時に、保健師等の専門職が妊婦と妊婦を取り巻く環境を把握しながら面接相談を行い、必要に応じて継続的な支援につなげます。	こども家庭課
妊産婦訪問の実施	支援が必要な妊産婦に対し、保健師、助産師等による家庭訪問を実施します。	こども家庭課
産前・産後サポート事業	妊婦や乳幼児のいる家庭に地域の子育て経験者が訪問するほか、多胎妊産婦に対する支援を行います。	こども家庭課
えがお赤ちゃん訪問	概ね産後2か月までの全産婦と乳児に対し助産師及び保健師等が訪問し、保健指導及びケアを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	こども家庭課
こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児家庭全戸訪問事業）	生後4か月頃の乳児の家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等が訪問し、地域の子育て情報の提供や相談に応じるほか、地域の活動を通して親子の健やかな成長を図り、親子を地域で温かく見守り育む地域づくりを目指します。	健康づくり推進課

主な事業・取り組み	概要	担当課
子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等でのこどもの一時的な預かりの充実を図ります。	こども家庭課
災害時における妊産婦の旅館・ホテル避難体制の整備	大雨などの災害発生の恐れがあるとき、特に配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、市内のホテル・旅館と連携し、受入れ体制を整えます。	危機管理室
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園事業)	全てのこども・子育て世帯を対象に切れ目ない支援の拡充を図るため、0歳6か月～2歳の保育所等に通園していないこどもを対象とする通園事業を行います。	幼保企画課 幼保支援課 こども政策課 こども家庭課

具体的施策(2) 健やかな発育発達の推進

乳幼児健康診査や予防接種などの実施により、こどもの健やかな成長を推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
妊産婦健診事業	母子の健康管理や安全な出産のために妊婦検診を行います。 また、妊婦健康診査・産後健診にかかる費用についても助成します。	こども家庭課
乳幼児健康診査の実施	疾病等を早期発見し適切な治療や養育に繋げると共に、保健相談等によりこどもの健全な発育発達を支援します。	こども家庭課
新生児聴覚検査事業	新生児期の聴覚検査にかかる費用を助成し先天性聴覚障がい早期発見・早期療育を推進します。	こども家庭課
こども発達相談会の開催	発達発育等に心配のあるこどもと保護者を対象に、医師・心理士等が相談・療育指導を行い、適切な支援へと繋がります。	こども家庭課
予防接種の実施	感染力が強く重症化の恐れがある病気を防ぐため、予防接種を実施します。 また、接種率向上のため、その重要性について様々な媒体や機会を通じ周知を進めます。	感染症・疾病対策課
フッ化物洗口事業	こどもがむし歯になりにくい丈夫な歯を作るために、フッ化物洗口を推進します。	健康づくり推進課 幼保支援課 学校教育課

主な事業・取り組み	概要	担当課
内部被ばく検査の実施	ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を行います。	保健総務課

具体的施策（３） 母子保健事業の推進

地域の中で、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、関連機関等との連携を図りながら、親子の健康づくりを推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
産後ケア事業	産後ケアが必要な産婦とその乳児に医療機関等のショートステイやデイケアにより、産後の身体的回復と心理的安定を図るとともに母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	こども家庭課
【再掲】こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児家庭全戸訪問事業）	生後4か月頃の乳児の家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等が訪問し、地域の子育て情報の提供や相談に応じるほか、地域の活動を通して親子の健やかな成長を図り、親子を地域で温かく見守り育む地域づくりを目指します。	健康づくり推進課
地域育児相談会の開催	保健師等が保育所や育児サークル等へ訪問し、健康相談や健康教育を実施します。	健康づくり推進課
家庭訪問の実施	保護者や関係機関等からの依頼、乳幼児健康診査後に経過観察や育児支援が必要な親子等に対し、家庭訪問を実施します。 また、乳幼児健診未受診者を全戸訪問し、育児を支援します。	こども家庭課 健康づくり推進課
健康教育・相談の実施	親と子の健康づくりを支援するため、健康教育・相談事業を実施します。	健康づくり推進課 こども家庭課
乳幼児の事故防止の普及啓発	乳幼児健診や家庭訪問の機会に、乳幼児の事故防止や分煙・禁煙等の普及啓発を行います。	こども家庭課 健康づくり推進課

具体的施策（４） こども医療の充実

身近な医療サービスを確保するために、医療関係機関と連携し、緊急時に対応できる医療体制の確保と医療費助成を行うとともに、正しい医療知識の普及を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
小児等救急医療体制の確保	夜間休日急病センターを運営するとともに、救急医療病院群輪番制を実施し、こどもの救急医療体制を確保します。	保健総務課
休日在宅当番医制の実施	小児科等の6診療科目において、休日昼間の急病患者に対応する休日在宅当番医制を実施します。	保健総務課
休日救急歯科診療事業	休日救急歯科診療所において、こどもの休日の歯科急病診療を実施します。	保健総務課
夜間休日急病センター 休日小児科診療事業	毎月第2、第4日曜日に福島市夜間休日急病センターで小児科診療を休日当番として開設し、持続可能な小児救急医療体制を確保します。	保健総務課
休日小児科オンライン診療事業	自宅等で受診できるオンライン診療を、特に受診者数が多い連休や年末年始期間に開設することで、待ち時間が長い小児科の混雑緩和と感染対策等市民の利便性を確保します。	保健総務課
小児科診療所開設支援 補助事業	小児科診療所を開設又は承継する医師に対して支援を行うことで、小児科医を確保し、持続可能な小児医療体制を整備します。	保健総務課
こども医療費の助成	18歳までのこどもの医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成します。	共生社会推進課
養育医療の給付	1歳未満の未熟児の医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成します。	共生社会推進課
小児慢性特定疾病の医療費の助成	小児慢性特定疾病に罹患した児童等に対し、医療費を助成します。	こども家庭課

主な事業・取り組み	概要	担当課
かかりつけ医定着化の普及啓発	普段から安心して相談できる、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発し、かかりつけ医の定着率向上に努めます。	こども家庭課 健康づくり推進課
正しい医療受診の普及啓発	乳幼児健診や家庭訪問等の機会に、こどものかかりやすい病気や症状の知識を普及し、適切な医療受診を促進します。	こども家庭課 健康づくり推進課
こどもの上手な医療のかかり方啓発事業	夜間や休日などの急なこどもの体調不良時に家庭での看護力（医療受診の判断力）を向上させ、必要な時に必要な医療を受けられるよう、保護者向けセミナーや啓発活動を実施します。	保健総務課

基本施策 2 多様な保育サービスの充実

具体的施策（１） 多様なニーズに対応した保育事業の推進

多様な保育ニーズへの対応を図り、保護者が安心して保育サービスを利用することができるように努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
【再掲】特色ある幼児教育・保育の推進	福島の自然や文化、多様な社会に触れることで、こどもたちの豊かな創造性や感性を育む幼児教育・保育を推進する施設を支援します。	幼保支援課
インクルーシブ教育・保育の推進	認可保育施設に対して、発達等が気になる児童などの保育に対する相談及び訪問による助言支援を行います。	幼保支援課
【再掲】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）	全てのこども・子育て世帯を対象に切れ目ない支援の拡充を図るため、0歳6か月～2歳の保育所等に通園していないこどもを対象とする通園事業を行います。	幼保企画課 幼保支援課 こども政策課 こども家庭課
保育アテンダント事業	保護者の相談窓口に専属の職員を配置し、ニーズに合った多様な保育施設などを紹介します。また、来庁困難な保護者を対象としたオンライン相談を実施します。	幼保企画課
幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）	幼稚園において在園児を対象として、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中にこどもを預かります。	幼保企画課 幼保支援課
保育所における一時預かり事業（一時預かり）	保育所等において、主に保育所や幼稚園等に通っていない乳幼児を対象として、保護者がパート就労や病気などの場合に、一時的にこどもを預かります。	幼保企画課 幼保支援課
延長保育事業	保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。	幼保企画課 幼保支援課
休日保育事業	日曜日や祝日に保育が必要なこどもの保育を実施します。	幼保企画課 幼保支援課
病児・病後児保育事業	こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において病気のこどもを一時的に保育するほか、保育所等において保育中に体調不良となったこどもへの緊急対応を行います。	幼保企画課 幼保支援課

主な事業・取り組み	概要	担当課
ファミリーサポートセンター病児・病後児等緊急対策事業	育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方を登録し、保護者への紹介、あっせんを行います。 また、早朝・夜間等の緊急時や病児及び病後児、宿泊を伴うこどもの預かり等、24時間の受付を行います。	こども政策課
認定こども園への移行支援	幼稚園の認定こども園への円滑な移行を支援します。	幼保企画課 幼保支援課
幼児教育・保育の質の向上事業	「福島市保育の質ガイドライン」を踏まえた研修会の実施、幼児教育・保育施設間における公開保育や交流活動を通して幼児教育と保育の質の向上を図ります。	幼保支援課
幼稚園教諭、保育士、保育教諭等に対する研修の実施	研修機会の確保と研修へ参加しやすい職場体制づくりに努めるとともに、研修を充実し、保育の質の向上を図ります。	幼保支援課
認可外保育施設巡回支援指導事業	認可外保育施設の巡回支援指導体制を強化し、保育や施設運営に関する助言・指導を行います。	幼保支援課
施設に対する関係者評価、第三者評価等の実施	幼児教育・保育サービスの質の向上のため、施設に対し関係者評価、第三者評価等を実施します。	幼保支援課
適切な苦情対応の実施	各施設・事業に寄せられた苦情について、当事者だけでなく、必要に応じて第三者委員の意見を踏まえて対応を実施します。	幼保企画課 幼保支援課
幼・保・小・中連携推進事業	幼・保・小・中の教員が指導内容、指導方法等についての意見交換を行うとともに、園児・児童・生徒同士の交流を推進します。 また、望ましい生活習慣・学習習慣確立のため、SNS対策やノーメディアデーの実践、家庭学習の手引きの活用等を進めます。	幼保支援課 学校教育課
放射線教育の授業への支援	本市独自の「防災・放射線教育指導資料」を作成し、その活用を図り、小・中・義務教育学校・特別支援学校における放射線教育の授業を支援します。	教育研修課
防災・放射線教育研修会の開催	教職員を対象とした、防災及び放射線教育の研修会を開催し、小・中・義務教育学校・特別支援学校における放射線教育の授業を支援します。	教育研修課

具体的施策（２） 保育等に係る人材の確保

市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保等に努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
保育士等奨学資金貸付事業	保育士や幼稚園教諭などの養成施設に入学・進学する学生に奨学資金を貸し付けます。卒業後、市内で保育士・幼稚園教諭等として5年以上従事した場合、貸し付けた奨学資金の返還を全額免除します。	幼保企画課
UIターン保育士等就労支援事業	県外から転入し、市内の私立認可保育施設・幼稚園で就労する保育士、幼稚園教諭または保育教諭に対し必要な経費を補助します。	幼保企画課
保育士宿舍借り上げ支援事業	市内の認可保育施設で就労する保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援します。	幼保企画課
保育人材バンク事業	保育施設で就労を希望する方を人材バンクに登録し、施設とのマッチングを支援します。	幼保支援課
保育士の働きやすい職場づくり事業	保育士の働きやすい職場づくりのための研修や保育施設の支援をすることで、保育士の離職を防止します。	幼保支援課
保育するなら福島市！プロモーション事業	保育士の魅力を若い世代に発信し、将来の保育士確保につなげます。	幼保支援課



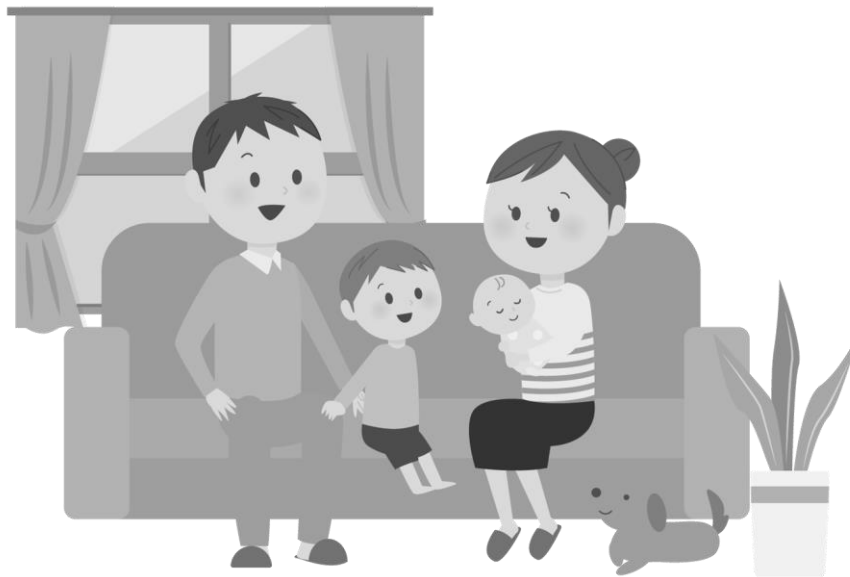
基本施策 3 子育て家庭等への経済的支援

具体的施策（1） 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭に対して、各種経済的支援施策を整備し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施します。	幼保企画課
保育施設多子世帯利用者負担軽減	認可保育所等の利用者負担額について、多子世帯の負担を軽減します。	幼保企画課
放課後児童クラブの利用料助成	放課後児童クラブの利用者負担額について、多子世帯・低所得世帯に対して利用料助成を行い、利用者の経済的負担を軽減します。	こども政策課
福島型給食推進事業による給食費の負担軽減	学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大し、地産地消への意識を高め、本市産農産物の生産振興を図るとともに、給食費を助成し、保護者負担の一部を軽減します。	教育施設管理課 幼保企画課 幼保支援課 こども政策課
【再掲】こども医療費の助成	18歳までのこどもの医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成します。	共生社会推進課
【再掲】新生児聴覚検査事業	新生児期の聴覚検査にかかる費用を助成し、先天性聴覚障がい早期発見・早期療育を推進します。	こども家庭課
実費徴収にかかる補足給付事業	幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	幼保企画課
国民健康保険税の多子世帯負担軽減	国民健康保険税の18歳以下2人目以降のこどもに係る均等割額を全額免除します。	国保年金課
就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費等を助成します。	学校教育課 教育施設管理課

主な事業・取り組み	概要	担当課
奨学金の給付事業	経済的理由により高等学校への就学が困難と認められる生徒に対し、奨学金を給付します。	学校教育課
【再掲】ふくしま☆スタイル住宅整備事業	コミュニティミックスに配慮した、子育て世帯向けの住戸を整備します。 また、ファイナンシャルプランナー等によるマイホーム取得や住み替え支援を実施します。	住宅政策課
【再掲】子育て世帯・若者夫婦世帯向け市営住宅の供給事業	街なかにある低廉な家賃の「借上げ市営住宅」を子育て・若者夫婦世帯向けに供給し、安心して子育てできる住環境を整備します。	住宅政策課
【再掲】子育て支援住宅の供給事業	特別市営住宅等の空き家を活用した「子育て支援住宅」を供給し、安心して子育てできる住環境を整備します。	住宅政策課
【再掲】空き家リフォーム支援事業	子育て世帯や新婚世帯が、居住するために購入した空き家をリフォームするために要した費用を補助します。	住宅政策課



基本施策4 仕事と家庭との両立支援

具体的施策（１） 子育ての推進

男女が共に子育てをしながら、多様な働き方が選択できるよう、職場や地域への意識啓発や就労に対する情報を提供します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
ダイバーワークスタイル推進事業	若者や女性、障がいのある方など、誰もが雇用の機会に恵まれ、多様性のある働き方ができる職場環境づくりを推進します。	産業雇用政策課
就労者に対する制度周知	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法制度や働きながら子育てをするための各種制度を周知します。	産業雇用政策課
企業に対する制度周知	両立支援等助成金等、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への助成制度を周知します。	産業雇用政策課
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方を登録し、保護者への紹介、あっせんを行います。	こども政策課

具体的施策（２） 男女共同参画の理解の促進

男女が共に協力しながら子育てを行う社会となるよう、デジタルでの情報発信や講座の開催により、男女共同参画の理解の促進、アンコンシャス・バイアスの解消を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
Webマガジン「ふくしまさんかく通信」の発信	ホームページなどのデジタル媒体で情報を発信し、男女共同参画意識の啓発を図ります。	男女共同参画センター
男女共同参画に関する講座等の開催	各種講座等を開催し、男女共同参画の意識を醸成します。	男女共同参画センター
「あなたからのメッセージ」募集事業	男女共同参画についての意識の高揚を図るため、男女共同に関するメッセージを募集します。	男女共同参画センター

主な事業・取り組み	概要	担当課
女性相談事業	女性相談支援員を配置し、各関係団体と連携しながら配偶者からの暴力・夫婦関係・男女間の差別・人権に関する相談などに応じ、自立した生活が図られるよう相談支援を行い、福祉の増進に努めます。	こども家庭課 男女共同参画 センター

基本目標 3 困難を抱えるこども・若者を支えるまち

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

具体的施策（1） 虐待予防・早期発見に向けた相談支援体制の充実

子ども家庭支援員や虐待対応専門員、心理担当支援員、保健師等が妊娠届出時から家族に寄り添った相談支援につとめ、児童虐待の防止に努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
【再掲】こども家庭センター・えがおによる支援	すべての妊産婦・子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行います。	こども家庭課
子育て世帯・ヤングケアラー訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラー等を対象に家庭を訪問し、支援につながる情報の提供や家事、養育に関する援助等を行います。	こども家庭課
アンケートからの親支援事業	乳幼児健康診査において、親へのアンケートを実施し、親の心身の状況に寄り添って支援につなげることで児童虐待予防に努めます。	こども家庭課
親子関係形成支援事業	子育て家庭を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、ペアレントトレーニングの講座を提供します。	こども家庭課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	こども家庭課
乳幼児健康診査未受診者等保健福祉連携事業	母子健康事業を通じて、課題を抱える家庭を早期に発見し、連携体制のもとで育児を支援します。	こども家庭課

具体的施策（２） こどもを守る支援体制と地域ネットワークの強化

こども家庭センター・えがいの相談機能、県児童相談所との連携や地域の見守りネットワークの機能強化により、児童虐待に対する包括的な支援体制の強化に取り組みます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の開催	関係機関が連携し、虐待の発生防止や早期発見・早期解決・再発防止に努めます。	こども家庭課
支援ネットワークの強化	関係機関が情報共有及び協議を行い、要保護児童等の早期発見と早期対応、適切な支援に努めます。	こども家庭課 学校教育課 幼保企画課 幼保支援課 健康づくり推進課
児童養護施設への支援	施設入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設の運営を支援します。	こども家庭課
学校・福祉施設連絡協議会の開催	児童福祉施設と幼稚園、小・中学校が連携し、児童生徒の生活指導、学習指導の向上を図ります。	学校教育課

具体的施策（３） 児童虐待防止のための意識の啓発

児童虐待の防止と早期発見を図るため、関係機関との連携による相談、啓発活動を行います。

主な事業・取り組み	概要	担当課
児童虐待防止に関する啓発	リーフレットやこどもの権利に関するしおりを作成し、ライトアップキャンペーンを通してオレンジリボン・児童虐待防止推進に参加します。	こども家庭課
児童虐待防止や早期通告に関する周知・啓発事業	児童虐待防止のリーフレットを出生届出時等に配布し、体罰によらない育児の普及啓発や育児負担軽減等の情報を提供します。	こども家庭課
【再掲】親子関係形成支援事業	子育て家庭を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的として、ペアレントトレーニングの講座を提供します。	こども家庭課

基本施策2 ヤングケアラー支援

具体的施策(1) ヤングケアラーの早期発見・支援体制の強化

こどもが家事や家族の世話を担うことにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、支援体制の強化を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
ヤングケアラーの早期発見と早期支援	こども・若者へのアンケート調査を実施し、状況に合わせた寄り添った支援を行います。	こども家庭課
【再掲】子育て世帯・ヤングケアラー訪問支援事業	要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラー等を対象に家庭を訪問し、支援につながる情報の提供や家事、養育に関する援助等を行います。	こども家庭課
スクールカウンセラー及び子どもハートサポート相談員の配置	市立各小・中・義務教育学校にスクールカウンセラー及び子どもハートサポート相談員、市総合教育センターにスクールカウンセラーを配置し、こどもの日常的な悩みや保護者の教育上の悩みを聞き、必要に応じた援助・助言や他機関との連携を図ります。	教育研修課
スクールソーシャルワーカーの配置	市総合教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等とのネットワークにより、連携、調整などを行いこどもたちの多様化する課題に対応します。	教育研修課



基本施策 3 不登校・ひきこもり支援

具体的施策（１） 不登校やひきこもりへの支援の充実

不登校やひきこもりなどの状況にあるこども・若者が自立し、健全な社会生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
不登校対策支援パッケージ事業	不登校を出さない魅力的な学校づくりと、不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり及び学びの場の確保をします。	学校教育課 教育研修課
まなびの支援連携室「ふれあい教室」の開設	まなびの支援連携室「ふれあい教室」を開設し、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けての支援を行います。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携やフリースクール等との情報共有を図ります。	教育研修課
ひきこもり家族教室	ひきこもり状態にある方の家族を対象とした情報交換や不安や悩みの共有を行い、ひきこもり解消に向けた相談支援に繋がります。	障がい福祉課
【再掲】ユースプレイス自立支援事業	ひきこもりやニート等の若者が自立し、健全な社会生活を営むために、若者の居場所をつくれます。	こども政策課
若年者就職支援事業（支援機関と連携）	就職を希望する若者が安心して働けるよう各種機関と連携し、地域における就業機会の創出を図ります。 ニート・フリーターの支援機関と連携を図ります。	産業雇用政策課

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

具体的施策（１） ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える課題やニーズに対応するため、生活支援や就労支援等、自立した生活を送るための支援を行います。

主な事業・取り組み	概要	担当課
母子生活支援施設への入所支援	母子家庭等に対し、母子生活支援施設への措置入所や自立支援計画の作成などにより、施設と連携し、入所母子の生活を支援します。	こども家庭課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職を促進するため、資格取得のために修業する期間の生活費の一部を支給します。	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びこどもに高卒認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が就職に有利になるよう、職業訓練の受講費用の全額を支給します。	こども家庭課

具体的施策（２） ひとり親家庭への経済的支援の充実

ひとり親家庭が経済的な不安を抱くことなく、こどもに向き合える環境を整備するため、経済的な負担の軽減に係る施策を推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
児童扶養手当給付事業	一定の要件を満たすひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を助けるために児童扶養手当を支給します。	こども政策課
ファミリーサポートセンター事業の利用料金助成	ひとり親等世帯に対する利用者料金の一部を助成することにより、事業の利用促進を図り、児童の健やかな成長を支援します。	こども政策課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満のこども等を扶養しているひとり親家庭の保護者等を対象に、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課

主な事業・取り組み	概要	担当課
子育て短期支援事業の利用者負担軽減	ひとり親家庭における利用者負担の軽減を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭医療費助成	一定の要件を満たすひとり親家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費を一部助成します。	共生社会推進課

基本施策 5 こどもの貧困対策の推進

具体的施策（1） こどもの貧困対策の充実

「貧困の連鎖」を防ぐため、こどもの学習支援や教育環境の維持・向上、養育支援等により、こどもの貧困対策の推進を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
【再掲】学力グレード・アップ事業	各学校へ指導主事を派遣し、指導助言を行います。 また、家庭学習スタンダードを有効に活用し、家庭学習の習慣化を図り、学力向上を図ります。	学校教育課
【再掲】指導力向上サポート事業	指導力向上支援員及び指導主事による支援訪問により、授業についての指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
こどもの学習・生活支援事業	生活保護・児童扶養手当・就学援助受給世帯のこどもを対象に、学習支援、進路相談、保護者の養育支援等を行います。	生活福祉課
自立相談支援事業	生活困窮者の相談に対し、支援プランを策定し、各種支援制度を活用し、生活支援を行います。	生活福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者等の求職者支援を実施します。	生活福祉課
【再掲】就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費等を助成します。	学校教育課 教育施設管理課
【再掲】奨学金の給付事業	経済的理由により高等学校への就学が困難と認められる生徒に対し、奨学金を給付します。	学校教育課

基本施策 6 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実

具体的施策（１） 障がいや発達の遅れなどのあるこどもとその家庭への支援

障がいや発達の遅れなどのあるこどもとその家庭の経済的負担を軽減するとともに、こどもや家庭の状況に応じた相談、療育体制の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
こども発達支援センターにおける療育・指導	基本的生活習慣の習得に向けた療育を行います。 また、医療的ケア児や重度心身障害児等の保育所や幼稚園等への入所、適正就学を支援します。	こども家庭課
こども発達支援センターにおける保育所等支援事業	障がい等のある児童の対応に困難を感じている保育所等に対し、療育の経験のある保育士等が支援します。	こども家庭課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	こども家庭課
【再掲】こども発達相談会の開催	発達発育等に心配のあるこどもと保護者を対象に、医師・心理士等が相談・療育指導を行い、適切な支援へとつなげます。	こども家庭課
こども発達相談会事後フォロー教室の実施	こどもの発達や就学に関する学習会を開催し、保護者と関係者に情報提供や相談支援を行います。	こども家庭課
障がいのある児童の受入体制の整備	保育所・幼稚園などの障がいのある児童の受入体制の整備・充実を図ります。	幼保企画課 幼保支援課
障がい福祉サービスの提供	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護（入浴介助支援）、短期入所（ショートステイ）などの支援推進体制を整備します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当の支給	障がいのある20歳未満の児童の監護者に特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
重度心身障害児童扶養手当の支給	20歳未満の重度の心身障がい児の監護者に重度心身障害児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課

主な事業・取り組み	概要	担当課
障害児福祉手当の支給	精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時介護を要する20歳未満の者に障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
育成医療の給付	18歳未満の児童で疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費を給付します。	障がい福祉課
補装具費の支給	身体に障がいのある児童の車いすや補聴器等の補装具費を支給します。	障がい福祉課
日常生活用具費の給付	在宅の障がい児に日常生活用具費を給付します。	障がい福祉課
子育てに困難を抱える保護者への支援	医療機関等の関係機関と連携しながら、精神疾患や障がい等により子育てに困難を抱える保護者の情報を共有するとともに、生活相談等の支援を行います。	障がい福祉課 健康づくり推進課 こども家庭課
学用品費等の助成	特別支援学級、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費等を助成します。	学校教育課
避難行動要支援者支援事業	障がいや病気を持つこども、要介護の高齢者など、災害避難時に周囲からの支援を要する人（避難行動要支援者）を対象として、要支援者登録台帳の整備や、災害時の個別避難計画である「個別避難支援プラン」の作成を進めます。	長寿福祉課 障がい福祉課 こども家庭課 感染症・疾病対策課
保育士や幼稚園教諭の専門性の充実	障がいのあるこどもへの適切な保育・教育を提供するため、研修などを通し保育士などの資質や専門性の向上を図ります。	幼保支援課
福島職能開発研究協議会への助成	学校と企業、福祉事業所等、教育委員会、ハローワークが連携して行う、中学校・義務教育学校（後期）特別支援学級、特別支援学校の生徒及び出身者の職業能力の開発と雇用促進及び就労の定着を図るための事業を助成します。	教育研修課
特別支援教育推進事業	発達障がい等で特別な支援を必要とする児童生徒の学習を支援する特別支援教育協力員・支援員を配置します。	教育研修課

主な事業・取り組み	概要	担当課
教育支援運営事業	児童生徒及び新就学の幼児の適正な就学に向けて、教育支援委員会による教育相談、調査審議、指導助言を実施します。	教育研修課

具体的施策（２） 発達支援ネットワークの充実

発達に課題を抱えるすべてのこどもが、必要な支援を受けながら安心して暮らすことができるようネットワークの強化を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
関係機関との連携調整会議の開催	関係機関が連携し、発達障がい児とその家族に対する包括的な支援ネットワークを構築し、適切な支援を行います。	こども家庭課 障がい福祉課 健康づくり推進課 教育研修課
障がい児保育ネットワークの整備	こども一人ひとりの発達ニーズに応える適切な保育のため、幼児教育・保育施設、学校、療育機関、福祉関係者からなるネットワーク体制を構築し、その成長に応じた支援を行います。	幼保支援課 こども家庭課

具体的施策（３） 医療的ケア児に対する包括的支援体制の強化

医療的ケア児に対する包括的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置し、関係機関が連携を図るための協議を行い、医療的ケア児を支援します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
医療的ケア児への支援のための関係機関との協議の場の設置	医療的ケア児等コーディネーター連携会議で関係機関と協議し、適切な支援を行います。	障がい福祉課 こども家庭課
医療的ケア児の受入体制の整備	医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら、幼児教育・保育を提供します。	幼保企画課 幼保支援課
特別支援教育における切れ目ない支援体制整備事業	医療的ケアを必要とする児童生徒の支援のため、病弱特別支援学級に看護師資格を有する職員を配置します。	教育研修課

主な事業・取り組み	概要	担当課
【再掲】災害時における医療的ケア児の旅館・ホテル避難体制の整備	大雨などの災害発生の恐れがあるとき、特に配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、市内のホテル・旅館と連携し、受入れ体制を整えます。	危機管理室

基本施策 7 その他困難に直面する子どもへの支援

具体的施策（1）子ども・若者の自殺対策

生きづらさや生きることへの不安を抱える子ども・若者が適切な相談機関につながるよう関係機関と連携を図りながら相談先の情報提供や周知啓発と相談支援体制を強化します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
ゲートキーパーの養成	子ども・若者・子育て中の方の示す危険サインに気づき、適切な対応が図ることができるよう、ゲートキーパー養成講座を実施します。	障がい福祉課
自殺対策のリーフレットの作成・配布	適切な相談先につながるよう相談機関等のリーフレットを作成し、周知・啓発活動を行います。	障がい福祉課
【再掲】SOSの出し方に関する教育の実施	命やくらしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、「つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい」ということを学ぶ教育を実施します。	学校教育課
児童生徒の相談体制の充実	市立各小・中・義務教育学校において、スクールカウンセラーや子どもハートサポート相談員による相談の充実を図り、児童生徒の日常的な悩みや保護者の教育上の悩みを聞き、必要に応じた援助・助言や他機関との連携を図ります。	教育研修課
【再掲】子どもハートサポート事業	スクールカウンセラーが配置されていない小学校に、子どもハートサポート相談員を配置する。児童からの相談に対応しながら、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を行います。	教育研修課
【再掲】スクールカウンセラーの配置	市総合教育センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の日常的な悩みを聞き、必要に応じた援助・助言や他機関との連携を図ります。	教育研修課

具体的施策（２） 外国にルーツのあるこどもへの支援

外国にルーツのあるこども・若者、保護者に対し、適切な支援が受けられるよう、情報提供・相談支援の多言語化に努めます。

また、言語や文化に違いがあっても、共に地域社会で暮らしていけるよう「多文化共生のまち」を推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
多言語対応の母子手帳の交付	8か国語の母子手帳を作成し、交付します。	こども家庭課
保育施設利用の多言語対応	日本語の理解が不十分な外国出身の保護者を、申込書の英文化などの多言語対応により支援します。	幼保企画課 幼保支援課
外国にルーツを持つ児童生徒へのきめ細やかな支援推進事業費	日本語理解の不十分な外国出身の児童・生徒に対し、学校生活への早期適応を支援するため、学校へ日本語指導サポーターを派遣するとともに、親子教室を開催し、保護者に対しても環境適応向上に向けた支援を行います。	学校教育課
福島市国際交流協会事業	国際交流イベントや国際理解講座を実施し、在住する日本人と外国人との交流や多文化共生について理解を深める機会を創出します。関係機関及び民間団体による国際交流及び多文化共生の取り組みを支援します。	定住交流課

具体的施策（３） 複雑・複合的な課題を抱えた世帯への支援

複雑化・複合化した課題に対応するための体制整備や、身近に相談できる窓口の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
包括（重層）的支援体制整備事業	属性に関わらず、既存の支援だけでは解決に導くことが難しいような複雑、複合的な課題を持つ家族などをサポートするための体制構築を進めます。	共生社会推進課
【再掲】こども家庭センター・えがおによる支援	すべての妊産婦・子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行います。	こども家庭課

基本目標 4 地域全体で子育てを支えるまち

基本施策 1 安全・安心な子育て環境の整備

具体的施策（1） こどもの安全の確保の推進

こどもにとって身近な場所の安全を確保するとともに、防犯・防災・救急への理解を深め、安全で安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
【再掲】地域における健全育成活動の充実	青少年健全育成推進会議の活動への支援を通し、地域を核とした学校・家庭との連携を図り、地域全体でこどもの健やかな成長を支えます。	こども政策課
こども110番ひなんの家の周知と充実	各地区青少年健全育成推進会で商店や家庭に依頼している「ひなんの家」の周知を図るとともに、緊急時の活用を促進します。	こども政策課
防犯ブザー進呈事業	登下校時における児童の安全確保のため入学時に防犯ブザーを進呈します。	学校教育課
中学生へのインターネット安全利用啓発資料の配布	中学生などの若年層を対象に啓発チラシを配布し、インターネット・スマートフォン等を利用したトラブルによる被害の防止を図ります。	生活課
若年者の消費者教育	小学校5年生を対象に冊子データ「わたしたちのくらしと消費」を配布し、消費者としての基本的な生活行動の育成を図ります。	生活課
安全・安心なまちづくり事業の実施	福島市安全で安心なまちづくり条例に基づき、犯罪及び事故の起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進するため、関係機関と連携します。	生活課
新入生児童・生徒への交通安全啓発	入学時に合わせ新入学児童に対し「交通安全啓発鉛筆」を配布、新中学生に対し、「自転車安全利用リーフレット」を配布し、交通安全啓発を行います。	生活課
登校時の立哨活動	通学路において、交通教育専門員や地域の交通安全ボランティア団体による交通安全指導を行います。	生活課

主な事業・取り組み	概要	担当課
自転車安全利用街頭指導	中・高校生の登下校時にあわせ、自転車の安全利用（ヘルメット着用、ながらスマホ禁止など）について街頭指導を行います。	生活課
通学路及び保育所等の散歩経路の安全確保	通学路等歩行者や自転車の通行の安全を図るとともに、危険箇所の安全対策を実施します。	道路整備課
街灯の設置	夜間におけるこどもの安全確保のため、街路灯の設置を推進します。	道路整備課
防災講話の実施	各種団体、学校等の要請により防災に関する講話を行います。	危機管理室
防火・防災教育の推進	ふくしま防災体験フェアや防火・防災教育の実施を通して、こどもたちに防火・防災への意識啓発を図ります。	消防本部予防課

具体的施策（２） 非行などの問題行動を防ぐ施策の推進

非行などの問題行動の未然防止や早期発見を図るための施策を推進します。

主な事業・取り組み	概要	担当課
街頭補導の実施	補導委員が街頭を巡回し、非行防止や課題の早期発見に努めます。	こども政策課
青少年健全育成市民総ぐるみ運動	青少年の健全育成と非行防止推進のため、関係機関・団体と市民が協力しあって運動を展開します。	こども政策課
学校警察連絡協議会	学校と警察署生活安全課との連携を図り、定期的会合をもって情報交換や事例研究を行い、児童生徒の非行防止と健全育成に努めます。	学校教育課

基本施策 2 こども・子育てに優しいまちづくり

具体的施策（１） 子育て家庭に優しい環境の整備

乳幼児等のこどもを連れて気兼ねなく安心して外出ができるなど、子育てしやすいまちと実感できるよう、こどもと子育て家庭に優しいまちづくりに努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
子どものえがお条例アクションプランの実施	地域全体で、こども・若者の育ちを支援する機運を醸成します。	こども政策課
青少年健全育成活動の充実	青少年健全育成推進大会等、各種事業を通して青少年の健全育成の意識の醸成を図ります。	こども政策課
学校、家庭、地域の連携による教育活動の拡充	教育活動への地域人材の積極的な受け入れや地域ボランティア活動への主体的な参加を勧めます。	学校教育課
みんなの作品展	自立した生活並びに社会参加を推進するため、障がい（児）者の作品を展示し、市民の理解と関心を深めます。	障がい福祉課
乳幼児向けスペースの確保	公共施設において、こどもの遊び場や授乳・おむつ替えスペース等の確保に努めます。	こども政策課 財産マネジメント推進課

具体的施策（２） 子育てに関する情報発信の充実

子育てに関する各種支援の周知や利用促進を図るため、情報発信の強化に努めます。

主な事業・取り組み	概要	担当課
子育て・イベント情報発信の強化	福島市ポータルサイトや市公式LINE等を活用した子育て・イベント情報発信の充実を図ります。	こども政策課
子育てアプリ「えがお」の運用（母子モ）	妊娠前や出産前の方、子育て中の若い世代やその家族に対し、各種子育て支援制度・サービスについて、子育てアプリ「えがお」で情報発信をします。	こども家庭課 こども政策課

主な事業・取り組み	概要	担当課
子育て支援ガイドブック「えがお」の発行	子育てに関する各種制度の概要や施設の案内などのほか、子育てに役立つ情報を掲載した、子育て支援ガイドブック「えがお」を作成し、市ホームページや子育てアプリ等で情報発信をします。	こども政策課
動画を活用した保育施設の利用説明	制度や手続きが複雑な認可保育施設の利用について、動画説明による理解増進を図ります。	幼保企画課
行政手続案内システムの運用	認可保育施設の利用にあたり、ウェブ上に示されるいくつかの簡単な質問に自身の状況などを回答することで、保育認定の要件を満たしているかや、保育の認定申請・施設の利用申込に必要な書類などを確認できるようにします。	幼保企画課

基本施策 3 子育て支援ネットワークづくり

具体的施策（１） こどもの育ちと子育て家庭を応援する地域ネットワークの構築

子育て支援に係るボランティアやサークル活動等を支援し、子育て家庭が地域で子育てしやすい環境づくりに努めます。

また、関係者や関係機関におけるネットワークの構築を図ります。

主な事業・取り組み	概要	担当課
地域におけるこどもの居場所づくり支援事業（子ども食堂）	「こどもの居場所づくり」を行う組織・団体を支援し、安心できる居場所づくりや、こどもと地域のコミュニティづくりへと繋がります。	こども政策課
子育て支援ボランティア等への支援	子育て支援ボランティア団体や育児サークル等が地域で活発な活動が展開出来るよう支援します。	こども政策課
子育て講演会の開催	心豊かな子育てに寄与するため講演会を実施し、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減します。	こども政策課
語り合いネットワーク推進事業	家庭教育に関する学習機会と交流の場を提供し、各学校PTA教養講座等で実施する家庭教育関係事業を支援します。	生涯学習課
家庭教育学級の開催	学習センターで家庭教育学級を開催し、子育てについての学習、参加者同士の交流を通して、子育てを支援します。	生涯学習課
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	民生委員・児童委員、主任児童委員との情報共有に努めながら、地域課題へ対応します。	共生社会推進課
地域母子健康づくり推進事業の実施	地域の様々な子育て支援者による子育てを考える会等のネットワークづくり、子育て支援ボランティアと協働の育児相談や交流の機会づくり等により、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる地域づくりを目指します。	健康づくり推進課
食生活改善推進員の活動支援	各地域で食育を推進する食生活改善推進員の活動を支援します。	健康づくり推進課

第 5 章

需要量の見込みと サービス提供量の確保



第1節 需要量の見込みとサービス提供計画について

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度の計画期間中における需要量の見込みと需要量の見込みに対応するサービス提供体制の確保方策を定めることとなっています。

なお、これらについては、推計人口や各事業の実績、2024（令和6）年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、教育・保育のニーズ量を捉えるために設定した提供区域単位に算出しています。

第2節 人口推計

1 算出方法

2020（令和2）年から2024（令和6）年（各年4月1日現在）の住民基本台帳人口を基礎として、0歳人口の推計は「女性子ども比」を出生率とし、1～11歳人口の推計は「コーホート変化率法」を用いて算出しています。

2 人口推計結果

（単位：人）

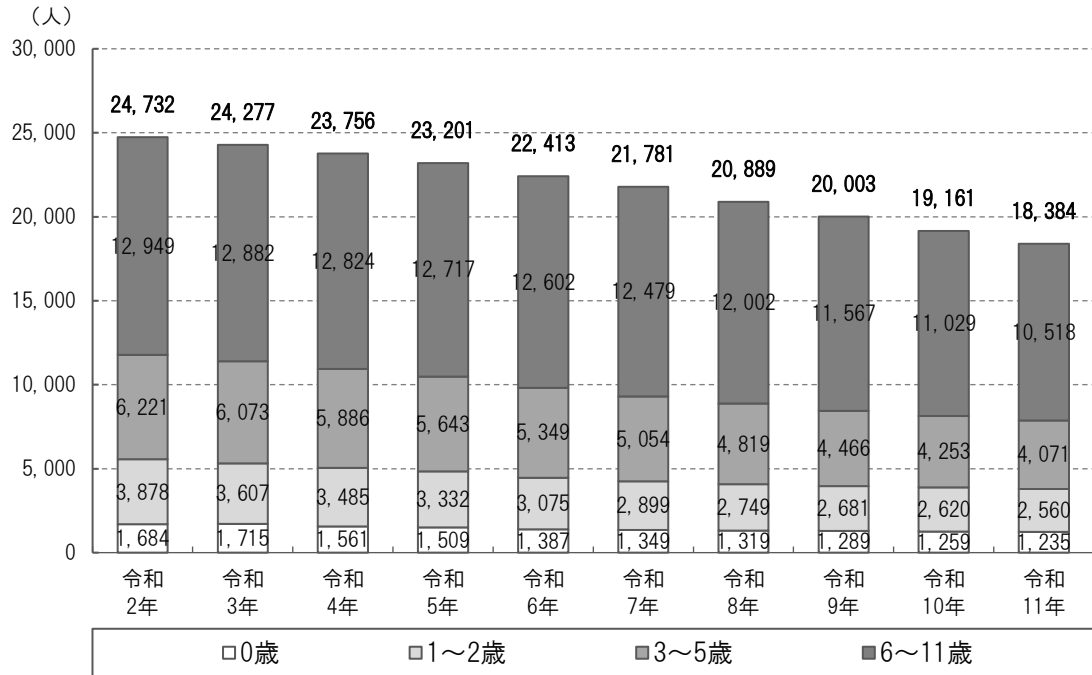
年齢	実績					推計人口				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
1～2歳	3,878	3,607	3,485	3,332	3,075	2,899	2,749	2,681	2,620	2,560
3～5歳	6,221	6,073	5,886	5,643	5,349	5,054	4,819	4,466	4,253	4,071
6～11歳	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602	12,479	12,002	11,567	11,029	10,518
合計	24,732	24,277	23,756	23,201	22,413	21,781	20,889	20,003	19,161	18,384
対前年比		▲455	▲521	▲555	▲788	▲632	▲892	▲886	▲842	▲777

<各年4月1日現在>

※女性子ども比…「当該年の0歳児の数」÷「15歳～49歳の女性の数」で算出される。人口推計において、出生率として扱われる。

※コーホート変化率法…自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■0～11歳の実績人口と推計人口



<各年4月1日現在>

■年齢別・年別推計人口

(単位：人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
1歳	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
2歳	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
3歳	1,571	1,506	1,394	1,356	1,326
4歳	1,740	1,564	1,499	1,388	1,350
5歳	1,743	1,749	1,573	1,509	1,395
6歳	1,867	1,741	1,748	1,571	1,507
7歳	2,020	1,871	1,746	1,753	1,575
8歳	2,026	2,025	1,876	1,750	1,758
9歳	2,121	2,032	2,031	1,880	1,755
10歳	2,202	2,122	2,034	2,033	1,882
11歳	2,243	2,211	2,132	2,042	2,041
合計	21,781	20,889	20,003	19,161	18,384
対前年比		▲632	▲892	▲886	▲777

<各年4月1日現在>

第3節 幼児教育・保育提供区域

1 定義

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び幼児教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

なお、この区分に基づき施設整備等を検討することになりますが、利用者の事業選択を制限するものではありません。

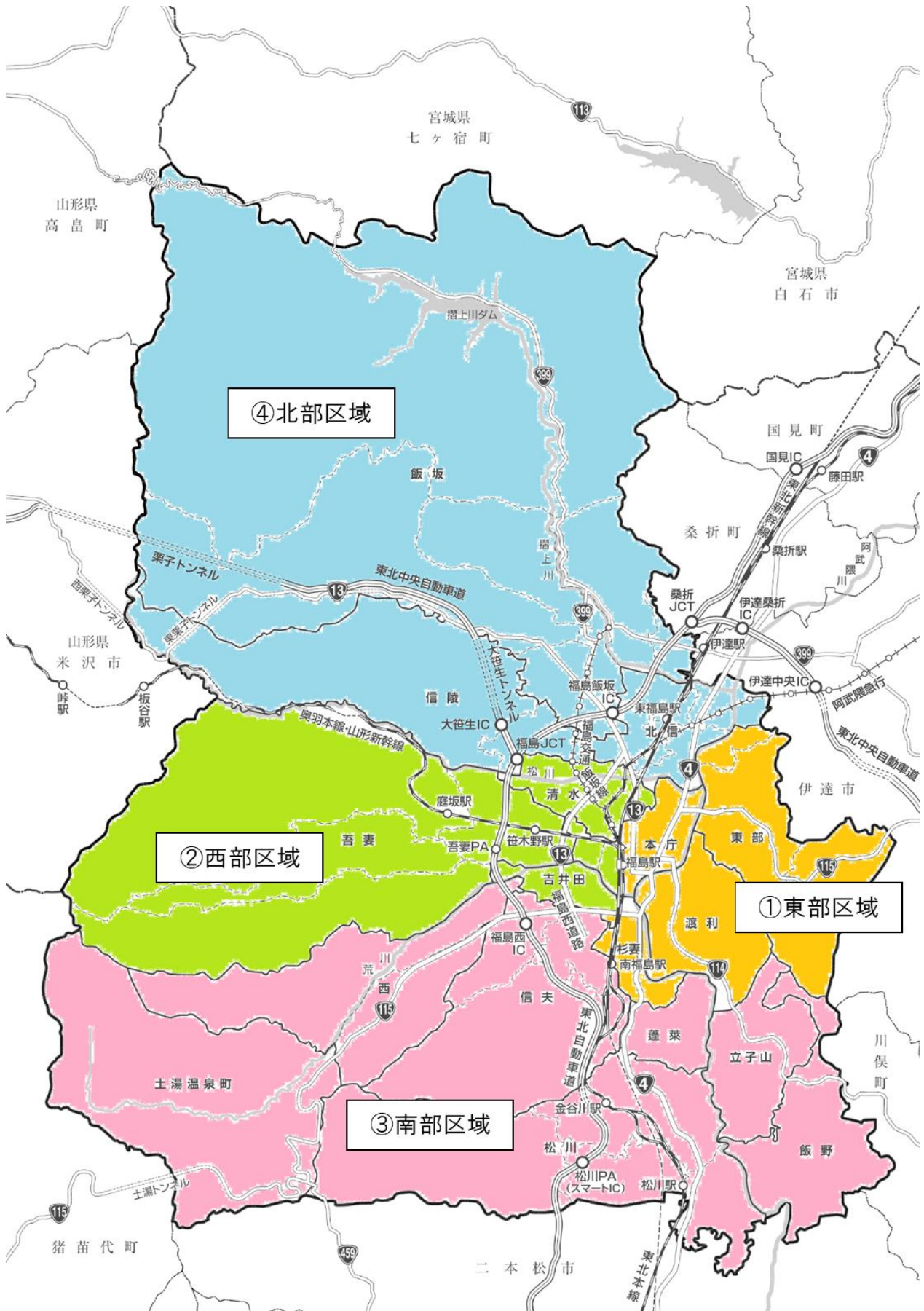
2 幼児教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたって、市民の生活の動線や施設の整備状況等を勘案し、教育・保育提供区域を次のとおり設定します。

提供区域	地域
①東部地区	中央東地区（福島駅東）、渡利支所、杉妻支所、東部支所
②西部地区	中央西地区（福島駅西）、清水支所、吉井田支所、吾妻支所
③南部地区	蓬萊支所、西支所、土湯温泉町支所、立子山支所、信夫支所、松川支所、飯野支所
④北部地区	北信支所、信陵支所、飯坂支所

①東部区域		②西部区域		③南部区域		④北部区域	
1	福島第一小学校	1	三河台小学校	1	荒井小学校	1	月輪小学校
2	福島第二小学校	2	清水小学校	2	佐倉小学校	2	鎌田小学校
3	福島第三小学校	3	北沢又小学校	3	佐原小学校	3	瀬上小学校
4	福島第四小学校	4	御山小学校	4	鳥川小学校	4	余目小学校
5	清明小学校	5	森合小学校	5	大森小学校	5	矢野目小学校
6	渡利小学校	6	吉井田小学校	6	平田小学校	6	大笹生小学校
7	南向台小学校	7	野田小学校	7	平石小学校	7	笹谷小学校
8	杉妻小学校	8	庭坂小学校	8	蓬萊小学校	8	飯坂小学校
9	岡山小学校	9	庭塚小学校	9	蓬萊東小学校	9	平野小学校
		10	水保小学校	10	立子山小学校	10	湯野小学校
				11	松陵義務教育学校		
				12	飯野小学校		

■ 幼児教育・保育提供区域



第4節 需要量の見込みとサービス提供体制の確保方策

1 幼児教育・保育に関する施設・事業

●確保方策に関する施設・事業は以下のとおりです。

【幼稚園】

3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。

また、在園児の長時間預かり保育や、保育を必要とする2歳児の預かりを実施している園もあります。

【保育所】

保護者の就労などにより、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。

【認定こども園】

保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持つ施設です。幼保連携型や幼稚園型などがあります。

【地域型保育事業】

施設（原則20人以上）より少人数で、保育が必要な3歳未満のこどもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育などがあります。

【企業主導型保育事業】

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業です。従業員のこども以外のこどもを受け入れる地域枠を設置することができます。

【認可外保育施設】

乳幼児の保育業務を目的とする施設で、児童福祉法などに基づく認可を受けていないものを認可外保育施設といいます。これらの施設へは市が年1回の立入調査を主とした指導監督を実施しています。

●「教育・保育給付認定区分」

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3歳から小学校就学前であって教育を希望するこども
2号認定	3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこども
3号認定	満3歳未満であって保育の必要性があるこども

(1) 全体計画

(単位：人)

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①需要量の見込み	1,715	1,635	1,516	1,443	1,382
	保育の必要なし	1,130	1,077	999	951	911
	保育の必要あり	585	558	517	492	471
	②確保方策	3,041	3,017	3,017	3,017	3,017
	幼稚園・認定こども園	1,031	1,007	1,007	1,007	1,007
	新制度に未移行の幼稚園	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
	②-①	1,326	1,382	1,501	1,574	1,635
2号認定	①需要量の見込み	3,080	2,999	2,837	2,757	2,692
	②確保方策	3,421	3,484	3,484	3,484	3,484
	認定こども園	920	1,019	1,019	1,019	1,019
	認可保育施設	2,079	2,043	2,043	2,043	2,043
	地域型保育	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	404	404	404	404	404
	②-①	341	485	647	727	792
3号認定 (2歳)	①需要量の見込み	1,138	1,092	1,079	1,068	1,057
	②確保方策	1,181	1,196	1,196	1,196	1,196
	認定こども園	234	261	261	261	261
	認可保育施設	637	625	625	625	625
	地域型保育	177	177	177	177	177
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	133	133	133	133	133
	②-①	43	104	117	128	139
3号認定 (1歳)	①需要量の見込み	1,045	1,004	992	982	971
	②確保方策	1,056	1,072	1,072	1,072	1,072
	認定こども園	197	224	224	224	224
	認可保育施設	573	562	562	562	562
	地域型保育	163	163	163	163	163
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	123	123	123	123	123
	②-①	11	68	80	90	101
3号認定 (0歳)	①需要量の見込み	580	579	579	578	579
	②確保方策	679	684	684	684	684
	認定こども園	106	122	122	122	122
	認可保育施設	381	370	370	370	370
	地域型保育	97	97	97	97	97
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	95	95	95	95	95
	②-①	99	105	105	106	105

(2) 地区別計画

① 幼児教育（1号認定）

（単位：人）

提供 区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み	394	375	349	331	318
	保育の必要なし	260	247	230	218	210
	保育の必要あり	134	128	119	113	108
	②確保方策	826	826	826	826	826
	幼稚園・認定こども園	296	296	296	296	296
	新制度に未移行の幼稚園	530	530	530	530	530
	②-①	432	451	477	495	508
西部	①需要量の見込み	667	636	590	561	537
	保育の必要なし	439	419	389	370	354
	保育の必要あり	228	217	201	191	183
	②確保方策	995	1,016	1,016	1,016	1,016
	幼稚園・認定こども園	235	256	256	256	256
	新制度に未移行の幼稚園	760	760	760	760	760
	②-①	328	380	426	455	479
南部	①需要量の見込み	337	322	298	284	272
	保育の必要なし	222	212	196	187	179
	保育の必要あり	115	110	102	97	93
	②確保方策	580	580	580	580	580
	幼稚園・認定こども園	200	200	200	200	200
	新制度に未移行の幼稚園	380	380	380	380	380
	②-①	243	258	282	296	308
北部	①需要量の見込み	317	302	279	267	255
	保育の必要なし	209	199	184	176	168
	保育の必要あり	108	103	95	91	87
	②確保方策	640	595	595	595	595
	幼稚園・認定こども園	300	255	255	255	255
	新制度に未移行の幼稚園	340	340	340	340	340
	②-①	323	293	316	328	340



②保育（2号認定）

（単位：人）

提供 区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み	757	738	715	683	659
	②確保方策	854	854	854	854	854
	認定こども園	268	268	268	268	268
	認可保育施設	412	412	412	412	412
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	174	174	174	174	174
	②-①	97	116	139	171	195
西部	①需要量の見込み	959	957	954	952	950
	②確保方策	1,006	1,060	1,060	1,060	1,060
	認定こども園	247	301	301	301	301
	認可保育施設	681	681	681	681	681
	地域型保育	10	10	10	10	10
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	68	68	68	68	68
	②-①	47	103	106	108	110
南部	①需要量の見込み	605	582	556	533	516
	②確保方策	789	789	789	789	789
	認定こども園	145	145	145	145	145
	認可保育施設	510	510	510	510	510
	地域型保育	8	8	8	8	8
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	126	126	126	126	126
	②-①	184	207	233	256	273
北部	①需要量の見込み	759	722	612	589	567
	②確保方策	772	781	781	781	781
	認定こども園	260	305	305	305	305
	認可保育施設	476	440	440	440	440
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	36	36	36	36	36
	②-①	13	59	169	192	214

③保育（3号認定：2歳）

（単位：人）

提供 区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み	288	273	267	263	259
	②確保方策	300	300	300	300	300
	認定こども園	78	78	78	78	78
	認可保育施設	122	122	122	122	122
	地域型保育	34	34	34	34	34
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	66	66	66	66	66
	②-①	12	27	33	37	41
西部	①需要量の見込み	375	374	374	373	373
	②確保方策	375	390	390	390	390
	認定こども園	63	78	78	78	78
	認可保育施設	225	225	225	225	225
	地域型保育	59	59	59	59	59
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	28	28	28	28	28
	②-①	0	16	16	17	17
南部	①需要量の見込み	212	212	208	206	202
	②確保方策	217	217	217	217	217
	認定こども園	30	30	30	30	30
	認可保育施設	129	129	129	129	129
	地域型保育	31	31	31	31	31
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	27	27	27	27	27
	②-①	5	5	9	11	15
北部	①需要量の見込み	263	233	230	226	223
	②確保方策	289	289	289	289	289
	認定こども園	63	75	75	75	75
	認可保育施設	161	149	149	149	149
	地域型保育	53	53	53	53	53
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	12	12	12	12	12
	②-①	26	56	59	63	66

④保育（3号認定：1歳）

（単位：人）

提供 区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み	257	246	243	241	238
	②確保方策	256	256	256	256	256
	認定こども園	61	61	61	61	61
	認可保育施設	106	106	106	106	106
	地域型保育	26	26	26	26	26
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	63	63	63	63	63
	②-①	▲1	10	13	15	18
西部	①需要量の見込み	368	354	350	346	342
	②確保方策	348	363	363	363	363
	認定こども園	53	68	68	68	68
	認可保育施設	212	212	212	212	212
	地域型保育	57	57	57	57	57
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	26	26	26	26	26
	②-①	▲20	9	13	17	21
南部	①需要量の見込み	200	192	190	188	186
	②確保方策	196	196	196	196	196
	認定こども園	25	25	25	25	25
	認可保育施設	123	123	123	123	123
	地域型保育	26	26	26	26	26
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	22	22	22	22	22
	②-①	▲4	4	6	8	10
北部	①需要量の見込み	220	212	209	207	205
	②確保方策	256	257	257	257	257
	認定こども園	58	70	70	70	70
	認可保育施設	132	121	121	121	121
	地域型保育	54	54	54	54	54
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	12	12	12	12	12
	②-①	36	45	48	50	52

⑤保育（3号認定：0歳）

（単位：人）

提供 区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み	125	125	125	125	125
	②確保方策	140	140	140	140	140
	認定こども園	37	37	37	37	37
	認可保育施設	50	50	50	50	50
	地域型保育	16	16	16	16	16
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	37	37	37	37	37
	②-①	15	15	15	15	15
西部	①需要量の見込み	224	224	224	223	224
	②確保方策	243	248	248	248	248
	認定こども園	39	44	44	44	44
	認可保育施設	162	162	162	162	162
	地域型保育	19	19	19	19	19
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	23	23	23	23	23
	②-①	19	24	24	25	24
南部	①需要量の見込み	89	89	89	89	89
	②確保方策	115	115	115	115	115
	認定こども園	6	6	6	6	6
	認可保育施設	68	68	68	68	68
	地域型保育	18	18	18	18	18
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	23	23	23	23	23
	②-①	26	26	26	26	26
北部	①需要量の見込み	142	141	141	141	141
	②確保方策	181	181	181	181	181
	認定こども園	24	35	35	35	35
	認可保育施設	101	90	90	90	90
	地域型保育	44	44	44	44	44
	企業主導型保育施設 認可外保育施設	12	12	12	12	12
	②-①	39	40	40	40	40

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育てコーディネーター・保育アテンダントを配置し、子育て支援の情報提供及び相談、助言を実施します。

また、こども家庭センター・えがおをワンストップ拠点として、妊娠期から子育て期の相談支援を行います。

(単位：実施箇所数)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	②確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	妊娠等包括相談支援事業型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②-①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	869	870	865	870	878
	②確保方策	869	870	865	870	878
	②-①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	①需要量の見込み	237	237	236	237	239
	②確保方策	237	237	236	237	239
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み	235	235	234	235	237
	②確保方策	235	235	234	235	237
	②-①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み	185	185	184	185	187
	②確保方策	185	185	184	185	187
	②-①	0	0	0	0	0
北部	①需要量の見込み	212	213	211	213	215
	②確保方策	212	213	211	213	215
	②-①	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間家庭にいない小学生を、放課後や長期休業期間中に預かり支援育成を図ります。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	4,003	4,021	4,040	4,010	3,974
	1年生	1,007	1,011	1,016	1,008	999
	2年生	937	942	946	939	930
	3年生	803	806	810	804	797
	4年生	611	614	617	612	607
	5年生	405	407	409	406	403
	6年生	240	241	242	241	238
	②確保方策	4,090	4,210	4,210	4,210	4,210
	②-①	87	189	170	200	236

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	①需要量の見込み	904	908	913	906	898
	②確保方策	970	1,010	1,010	1,010	1,010
	②-①	66	102	97	104	112
西部	①需要量の見込み	1,333	1,339	1,345	1,335	1,323
	②確保方策	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
	②-①	18	12	6	16	28
南部	①需要量の見込み	705	708	711	706	700
	②確保方策	705	745	745	745	745
	②-①	0	37	34	39	45
北部	①需要量の見込み	1,061	1,066	1,071	1,063	1,053
	②確保方策	1,064	1,104	1,104	1,104	1,104
	②-①	3	38	33	41	51



(4) 子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、育児疲れなどにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等でのこどもの一時的な預かりを行います。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	185	211	234	255	274
	②確保方策（延べ人数）	185	211	234	255	274
	②－①	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月頃の乳児の家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等が訪問し、子育てを支援します。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
	②確保方策	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
	②－①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、指導、助言等を行います。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	179	182	185	189	192
	②確保方策（延べ人数）	179	182	185	189	192
	②－①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、在宅で子育てをする家庭の育児相談や親子の交流の場の提供などを行います。

(単位：人、実施箇所数)

提供区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	63,650	65,114	65,895	67,459	69,062
	（実施箇所数）	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	②確保方策	63,650	65,114	65,895	67,459	69,062
	②－①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み（延べ人数）	15,267	15,618	15,805	16,181	16,565
	（実施箇所数）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	②確保方策	15,267	15,618	15,805	16,181	16,565
	②－①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み（延べ人数）	19,736	20,190	20,432	20,917	21,414
	（実施箇所数）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	②確保方策	19,736	20,190	20,432	20,917	21,414
	②－①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み（延べ人数）	8,529	8,725	8,830	9,039	9,254
	（実施箇所数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	②確保方策	8,529	8,725	8,830	9,039	9,254
	②－①	0	0	0	0	0
北部	①需要量の見込み（延べ人数）	20,118	20,581	20,828	21,322	21,829
	（実施箇所数）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	②確保方策	20,118	20,581	20,828	21,322	21,829
	②－①	0	0	0	0	0



(8) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園において、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中にこどもを預かります。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
	②確保方策（延べ人数）	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
	②－①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・ 確保方策	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
東部	①需要量の見込み（延べ人数）	34,822	35,515	35,078	35,434	35,894
	②確保方策（延べ人数）	34,822	35,515	35,078	35,434	35,894
	②－①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み（延べ人数）	45,439	46,343	45,773	46,237	46,838
	②確保方策（延べ人数）	45,439	46,343	45,773	46,237	46,838
	②－①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み（延べ人数）	19,732	20,124	19,877	20,078	20,339
	②確保方策（延べ人数）	19,732	20,124	19,877	20,078	20,339
	②－①	0	0	0	0	0
北部	①需要量の見込み（延べ人数）	14,200	14,482	14,304	14,449	14,637
	②確保方策（延べ人数）	14,200	14,482	14,304	14,449	14,637
	②－①	0	0	0	0	0

②一般型

保育所等において、在園していないこどもを一時的に預かります。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
	②確保方策（延べ人数）	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
	②-①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東部	①需要量の見込み（延べ人数）	1,367	1,325	1,275	1,246	1,222
	②確保方策（延べ人数）	1,367	1,325	1,275	1,246	1,222
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み（延べ人数）	1,728	1,674	1,612	1,575	1,545
	②確保方策（延べ人数）	1,728	1,674	1,612	1,575	1,545
	②-①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み（延べ人数）	682	661	636	622	610
	②確保方策（延べ人数）	682	661	636	622	610
	②-①	0	0	0	0	0
北部	①需要量の見込み（延べ人数）	1,142	1,106	1,065	1,041	1,020
	②確保方策（延べ人数）	1,142	1,106	1,065	1,041	1,020
	②-①	0	0	0	0	0



（９）病児・病後児保育事業

病気治療中や回復期で、家庭での保育が困難なこどもを病院や保育所の専用スペースで一時的に保育します。また、保育所等において保育中に体調不良となったこどもへの緊急対応を行います。

（単位：人）

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
	②確保方策（延べ人数）	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
	②－①	0	0	0	0	0

（１０）ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方との相互援助活動に関するマッチング等を行います。

（単位：人）

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
	②確保方策（延べ人数）	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
	②－①	0	0	0	0	0

（１１）妊婦健康診査

妊婦健康診査等にかかる費用について、最大15回まで助成します。

（単位：人）

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
	②確保方策（延べ人数）	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
	②－①	0	0	0	0	0

（１２）実費徴収に係る補足給付事業

幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

（単位：人）

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	166	157	147	139	133
	②確保方策	166	157	147	139	133
	②－①	0	0	0	0	0

(13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	385	374	364	354	344
	②確保方策（延べ人数）	385	374	364	354	344
	②－①	0	0	0	0	0

(14) 児童育成支援拠点事業

虐待や不登校など、大きな課題を抱え、家庭や学校に居場所がない学齢期の児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成やサポート等包括的な支援を行います。今後、実施の在り方を検討します。

(15) ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、情報の提供や相談・助言を実施することで親子間における適切な関係性の構築を図ります。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み	16	16	16	16	16
	②確保方策	16	16	16	16	16
	②－①	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

(単位：人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	458	448	438	427	419
	②確保方策（延べ人数）	458	448	438	427	419
	②－①	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない6ヵ月から満3歳未満のこどもに、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行います。

【0歳児】

(単位：人日)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	17	16	15	15	14
	②確保方策（延べ人数）	4	16	15	15	14
	②－①	▲13	0	0	0	0

【1歳児】

(単位：人日)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	15	15	15	14	13
	②確保方策（延べ人数）	3	15	15	14	13
	②－①	▲12	0	0	0	0

【2歳児】

(単位：人日)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①需要量の見込み（延べ人数）	16	13	12	11	10
	②確保方策（延べ人数）	4	13	12	11	10
	②－①	▲12	0	0	0	0

第 6 章 計画の推進



第1節 計画の推進

1 計画の広報

計画を推進するためには、市民の理解や協力が必要であるため、本計画について広報誌やホームページ・SNSなど様々な媒体により広報し周知に努めます。

また、様々な支援や制度についても、市民の視点に立った分かりやすい説明と必要な情報を必要としている人へ届くように努めます。

2 市民・関係機関との連携と協働

こどもの健やかな成長を育むとともに保護者が安心して子育てを行うためには、行政だけでなく家庭や教育・保育施設、地域、企業などの主体的な取り組みと相互の連携が重要となるため、こどもや子育て家庭を身近で支援する体制を推進します。

3 こども・若者の意見を施策に反映

こども・若者が、「福島に住んでよかった」と実感できるよう、計画推進にあたっては、こども・若者の意見を聴き、その声を施策に反映させることが大切です。

市役所のすべての部署が、「こどもファーストのまちづくり」の理念を共有しながら、丁寧な意見聴取と施策への反映を進め、「こども・若者のえがおあふれる ふくしま」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

第2節 計画の点検・公表

PDC Aサイクルに基づき、進行管理をし、毎年度検証・評価を行い、その結果を公表します。

また、保護者や事業者の代表、学識経験者などで構成される「福島市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）」において、施策の実施状況の調査・審議を受けるとともに、計画の推進へ向けた助言・意見などをいただきます。

參考資料



第 1 節 福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1 福島市社会福祉審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- （2） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事項
- （3） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（任期等）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 法第10条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

（専門分科会）

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- （1） 民生委員審査専門分科会
- （2） 障がい者福祉専門分科会
- （3） 地域福祉専門分科会
- （4） 高齢者福祉専門分科会
- （5） 児童福祉専門分科会

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

- 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項の規定に基づき委員長が指名する。
- 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第7項において同じ。）の互選によりこれを定める。
- 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 前条第1項及び第3項から第5項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第5項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「専門分科会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第5項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。
- 10 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和2年条例第11号）第15条第1項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

2 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

令和7年2月1日現在【敬称略】

No.	団 体 等	氏 名
1	福島学院大学 福祉学部 学部長・教授	田辺 稔
2	桜の聖母短期大学 准教授	長谷川 美香
3	福島大学 教授	原野 明子
4	福島市要保護児童対策地域協議会	遠藤 嘉邦
5	福島市私立認可保育施設連合会 副会長	小賀坂 清子
6	(一社)福島市私立幼稚園協会 理事	細谷 實
7	福島地区小・中学校長会協議会	山本 巖
8	福島市学童クラブ連絡協議会 会長	山田 和江
9	未就学児保護者代表	木田 修作
10	福島市小中学校PTA連合会 副会長	御代田 功二
11	福島市民生児童委員協議会 主任児童委員連絡会 会長	古関 久美子
12	(一社)福島県助産師会 常務理事	津田 裕子
13	連合福島 福島地区連合会 議長	菅井 謙一
14	福島商工会議所	立花 由里子
15	福島市町内会連合会 会長	佐藤 守
16	特定非営利活動法人ビーンズふくしま 副理事長	江藤 大裕
17	福島市青少年健全育成推進会議 副会長	藤原 聡

第2節 用語解説

あ 行

預かり保育

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。

育児休業制度

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保証する制度です。

か 行

核家族

夫婦と未婚のこどもで構成された家族のことです。

教育・保育施設

児童福祉法・学校教育法・認定こども園法に規定された保育所・幼稚園・認定こども園のことです。

子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

さ 行

思春期

二次性徴が始まる時期であり、こどもから大人に向かって発達する時期です。8・9歳から17・18歳までをいいます。

次世代育成支援対策推進法

少子化の流れを変えるため、地方公共団体や事業主に次世代育成に関する行動計画の策定を義務付けた法律（2003《平成15》年7月成立）です。

児童

学校教育法では満6～12歳までの学齢児童、児童福祉法では満18歳未満の児童のことです。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

食育

生きる上での基本であり、「知育」「徳育」「体育」の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

女性相談支援員

社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害する恐れのある問題並びに女性の持つ生活上の問題についての相談を受け、指導・助言を行います。

スクールカウンセラー

学校でこどもや保護者、教職員へのカウンセリングや援助・助言を行う公認心理師等のことです。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒の問題に対し保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

た 行

男女共同参画

男女が自立した対等な構成員として、政治、社会経済、文化などあらゆる活動に参画する機会が確保され、共に利益を享受し、かつ責任を担うことです。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

な 行

乳児

児童福祉法では1歳未満の者を乳児としています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで。

は 行

ひとり親家庭

母子家庭と父子家庭の総称です。母子家庭は、未婚、死別又は離別の母親と未成年のこどものみからなる家族を示しており、父子家庭は、未婚、死別又は離別の父親と、未成年のこどものみからなる家族を示しています。

貧困の連鎖

親の貧困がこどもの貧困につながっていくことです。家庭の所得差によってこどもの教育や健康などに格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされています。

フッ化物

フッ素は必須栄養素の1つであり、実際には他の元素と結合して「フッ化物」として存在しています。適正量を用いれば、むし歯予防のためのフッ化物応用は有効です。

保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない小学生の児童等を対象に、学校の空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康づくりや将来のライフプランを考える取り組みを行うよう促すことです。

や 行

幼児

児童福祉法では、1歳からの小学校に就学するまでを幼児としています。

幼稚園

幼児を保育し、適当な環境を与え、心身の発達を助長することを目的に、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関のことです。

ら 行

療育

児童福祉法に規定があり、「療」は医療を、「育」は保育又は養育を意味するものであり、これらを併せて行うことをいいます。保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が必要です。

ワーク・ライフ・バランス

人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態を実現することです。

福島市こども計画

2025（令和7）年3月

発行者 福島市
編集 こども未来部 こども政策課
電話：024－572－3416
